

○風俗営業等関係事務取扱要綱の制定について

(平成21年4月2日岩生企第105号警察本部長)

[沿革] 平成24年7月岩生企第267号、26年3月岩生環第169号、28年3月岩監第79号、令和元年6月岩警務第71号・岩生安第82号・岩交通第50号、3年3月岩生環第67号改正

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

みだしの要綱を別添のとおり制定するので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、次の通達は廃止する。

- 「風俗営業等関係事務取扱要綱の制定について（平成12年3月29日付岩生企発第128号）」
- 「風俗営業等関係事務取扱要綱の一部改正について（平成13年3月27日付岩生企発第147号）」
- 「風俗営業等関係事務取扱要綱の一部改正について（平成14年3月18日付岩生企第191号）」
- 「風俗営業等関係事務取扱要綱の一部改正について（平成14年5月20日付岩生企第315号）」

別添

風俗営業等関係事務取扱要綱

目次

第1章 総則（第1・第2）

第2章 風俗営業

第1節 事前相談及び許可申請（第3—第11）

第2節 許可証の再交付申請（第12・第13）

第3節 相続承認申請（第14—第18）

第4節 法人の合併、分割承認申請（第19—第23）

第5節 構造設備変更承認申請（第24—第28）

- 第6節 特例風俗営業者の認定申請（第29—第35）
- 第7節 変更届出（第36・第37）
- 第8節 許可証の返納（第38）
- 第9節 遊技機の認定及び型式の検定申請並びに遊技機製造業者の確認申請（第39—第48）
- 第10節 管理者の解任勧告及び講習（第49・第50）
- 第11節 団体の届出（第51）
- 第3章 性風俗関連特殊営業
 - 第1節 店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業（第52—第59）
 - 第2節 無店舗型性風俗特殊営業及び無店舗型電話異性紹介営業（第60—第67）
 - 第3節 映像送信型性風俗特殊営業（第68—第74）
- 第4章 特定遊興飲食店営業
 - 第1節 事前相談及び許可申請（第75—第83）
 - 第2節 許可証の再交付申請（第84—第85）
 - 第3節 相続承認申請（第86—第90）
 - 第4節 法人の合併、分割承認申請（第91—第95）
 - 第5節 構造設備変更承認申請（第96—第100）
 - 第6節 特例特定遊興飲食店営業者の認定申請（第101—第107）
 - 第7節 変更届出（第108—第109）
 - 第8節 許可証の返納（第110）
 - 第9節 管理者の解任勧告及び講習（第111—第112）
 - 第10節 団体の届出（第113）
- 第5章 深夜酒類提供飲食店営業（第114・第115）
- 第6章 行政処分等の取扱い等（第116—第122）
 - 第1章 総則
 - （趣旨）
 - 第1 この要綱は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）その他関係法令に基づく許可事務等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。
 - （用語の定義）
 - 第2 この要綱において「その他関係法令」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令

第319号。以下「政令」という。)

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第1号。以下「府令」という。)
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。)
 - (4) 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「遊技機規則」という。)
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年岩手県条例第50号。以下「施行条例」という。)
 - (6) 岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成12年岩手県条例第17号。以下「手数料条例」という。)
- 2 この要綱において「風俗営業等」とは、風俗営業、性風俗関連特殊営業、深夜における飲食店営業及び興行場営業をいう。

第2章 風俗営業

第1節 事前相談及び許可申請

（事前相談）

第3 署長は、法第2条第1項に規定する風俗営業を営もうとする者から、許可申請に伴う事前相談を受けたときは、風俗営業の許可基準、許可申請の手続き、必要な書類等について指導するとともに、風俗営業等許可事前相談簿（様式第1号）によりその経過を明らかにしておかなければならない。

（申請書等の確認）

第4 署長は、風俗営業の許可を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）から、法第5条第1項の規定により許可申請書（規則別記様式第1号）、営業の方法を記載した書類（規則別記様式第2号）及び府令第1条に定める添付書類の提出を受けたときは、当該申請書の記載事項及び必要な添付書類が添付されているか確認しなければならない。

（手数料の納付等）

第5 署長は、許可申請書等に不備がないと認めたときは、申請者に手数料条例に定める手数料を岩手県収入証紙（以下「収入証紙」という。）により納付させなければならない。

2 収納された手数料については、会計年度ごとの収納状況を明らかにするため、手数料確認台帳（様式第2号）を備え付け、収納した都度記録しなければならない

ない。

(添付書類の指導)

第6 署長は、府令第1条に定める添付書類のうち、同条第4号ロ、第7号ハ並びに第10号イ及びハの誓約する書面については誓約書により提出するよう指導するものとする。

2 法第4条第3項(営業所が滅失した場合における風俗営業の許可の特例。以下「特例措置」という。)が適用される営業所の許可申請については、前項に定めるほか、政令第7条各号に掲げる事由により営業所が滅失したことを疎明する書類(罹災証明等)を添付させなければならない。

(調査)

第7 署長は、提出された申請書類に基づき、事実との相違及び法第4条の許可基準の該当の有無について、実地調査、市区町村長への照会等により調査しなければならない。

2 前項の調査は、風俗営業(許可・承認・認定)審査書(様式第3号)により行うとともに、申請者の身上調査のための市区町村長への照会は前科調査照会書(様式第5号)を使用するものとする。

(調査の依頼)

第8 署長は、規則第1条第2項の規定により、県内他署の管轄区域内における営業の許可申請書等の提出を同時に受けたときは、風俗営業・特定遊興飲食店営業調査依頼書(様式第6号)に当該申請書の写しを添付し、関係署長に送付しなければならない。

2 送付を受けた署長は、営業所の許可基準の該当の有無について調査しなければならない。

(調査委託)

第9 署長は、法第4条第2項第1号又は第2号の許可基準の該当の有無について、岩手県風俗環境浄化協会に調査を委託することができる。

2 前項の委託は、調査(許可・変更承認)委託書(様式第7号)により行うものとする。

(許可証等の交付)

第10 署長は、調査を終了したときは、申請書類(許可・承認・特例認定)送付書(様式第8号)に意見を付して、申請書とともに生活安全部生活安全企画課長(以下「生活安全企画課長」という。)に送付しなければならない。

2 生活安全企画課長は、送付された申請書類を審査し、許可をするときは、風

俗営業許可証（規則別記様式第3号。以下この章において「許可証」という。）及び風俗営業管理者証（規則別記様式第4号。以下この章において「管理者証」という。）を風俗営業等関係書類送付書（様式第9号）により署長に送付するものとする。

- 3 署長は、送付された許可証及び管理者証を申請者に交付し許可証等受領書（様式第10号）を徴収するとともに、許可に係る事項を風俗営業許可台帳（様式第11号）に登載しなければならない。

（不許可の通知）

第11 生活安全企画課長は、送付された申請書類等を審査し、許可をしないことが適当と認めるときは、その理由を明らかにして公安委員会に上申しなければならない。

- 2 生活安全企画課長は、公安委員会が許可をしないと決定したときは、不許可通知書（様式第13号）を風俗営業等関係書類送付書（様式第9号）により署長に送付するものとする。

- 3 署長は、送付された不許可通知書（様式第13号）を申請者に交付し、不許可通知書等受領書（様式第14号）を徴収しなければならない。

第2節 許可証の再交付申請

（再交付申請）

第12 許可証の再交付を受けようとする者（以下この節において「再交付申請者」という。）から、法第5条第4項の規定により、許可証再交付申請書（規則別記様式第5号）の提出を受けたときの事務の取扱いについては、第4及び第5の規定を準用する。

（許可証の再交付）

第13 署長は、提出された許可証再交付申請書（規則別記様式第5号）を審査し、許可証の亡失又は滅失の事実と相違ないと認めるときは、許可証を再交付申請者に再交付し許可証等受領書（様式第10号）を徴収するとともに、再交付に係る事項を風俗営業許可台帳（様式第11号）に登載しなければならない。

第3節 相続承認申請

（相続承認申請）

第14 風俗営業の相続の承認を受けようとする者（以下この節において「相続人」という。）から、法第7条第1項の規定により、相続承認申請書（規則別記様式第6号）及び規則第13条第2項に定める添付書類の提出を受けたときの事務の取扱いについては、第4及び第5の規定を準用する。

(調査)

第15 署長は、提出された申請書類に基づき、事実との相違、相続権の有無及び法第4条第1項の許可基準の該当の有無について、市区町村長への照会等により調査しなければならない。

2 前項の調査については、第7条第2項の規定を準用する。

(相続承認の通知)

第16 相続承認の通知については、第10条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、第10条第2項中「許可をする」とあるのは、「承認をする」と、「風俗営業許可証(規則別記様式第3号)」とあるのは、「承認通知書(様式第15号)」と読み替えるものとする。

2 署長は、送付された承認通知書を相続人に交付し許可証等受領書(様式第10号)を徴収するとともに、法第7条第5項の規定による許可証の書換えを受けよう指導しなければならない。

(許可証の書換え)

第17 署長は、承認を受けた相続人から、法第7条第5項の規定により、許可証書換え申請書(規則別記様式第9号)及び許可証の提出を受けたときは、当該許可証を書換えの上、相続人に返還するとともに、書換えに係る事項を風俗営業許可台帳(様式第11号)に登載しなければならない。

(相続不承認の通知)

第18 相続不承認の通知については、第11条の規定を準用する。この場合において、この規定中「許可をしない」とあるのは「承認しない」と、「不許可通知書(様式第13号)」とあるのは「不承認通知書(様式第16号)」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、署の生活安全課長(刑事・生活安全課長を含む。以下「生活安全課長」という。)は、法第7条第6項の規定により相続人に許可証を返納させるとともに、返納に係る風俗営業許可台帳(様式第11号)を削除しなければならない。

第4節 法人の合併、分割承認申請

(法人の合併、分割承認申請)

第19 合併により消滅することとなる場合又は分割により風俗営業を承継させる場合の風俗営業者の地位の承継について、法第7条の2第1項の承認を受けようとする法人(以下この節において「申請者」という。)から「合併承認申請書(規則別記様式第7号)」及び規則第14条第3項に定める添付書類の提出を

受け、若しくは法第7条の3第1項の承認受けようとする法人から「分割承認申請書（規則別記様式第8号）」及び規則第15条第3項に定める添付書類の提出を受けたときの事務取扱いについては、第4及び第5の規定を準用する。

（調査）

第20 署長は、提出された申請書類に基づき、事実との相違、合併契約又は分割契約の内容及び役員に係る法第4条第1項の許可の基準への該当の有無について、市区町村長への照会等により調査しなければならない。

2 前項の調査については、第7第2項の規定を準用する。

（合併、分割承認の通知）

第21 合併承認又は分割承認の通知については、第10第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、第10第2項中「許可をする」とあるのは、「承認をする」と、「風俗営業許可証（規則別記様式第3号）」とあるのは「承認通知書（様式第15号）」と読み替えるものとする。

2 署長は、送付された承認通知書（様式第15号）を申請者に交付し許可証等受領書（様式第10号）を徴収しなければならない。

（許可証の書換え）

第22 署長は、承認を受けた風俗営業者から、法第7条の2第3項又は法第7条の3第3項の規定により許可証書換え申請書（規則別記様式第9号）及び許可証の提出を受けたときは、当該許可証を書換えの上、風俗営業者に返還するとともに、書換えに係る事項を風俗営業許可台帳（様式第11号）に登載しなければならない。

（合併、分割不承認の通知）

第23 合併不承認又は分割不承認の通知については、第18の規定を準用する。

2 前項の場合における許可証の返納については、第18第2項の規定を準用する。この場合においてこの規定中「相続人」とあるのは、「合併により消滅することとなる法人」と読み替えるものとする。

第5節 構造設備変更承認申請

（構造設備変更承認申請）

第24 風俗営業者から、法第9条第1項（法第20条第10項において準用する場合を含む。）の規定により、変更承認申請書（規則別記様式第10号）及び規則第19条第2項に定める添付書類の提出を受けたときの事務の取扱いについては、第4及び第5の規定を準用する。

（調査）

第25 署長は、提出された申請書類に基づき、事実との相違、法第4条第2項第1号の技術上の基準及び法第3条第2項の規定により公安委員会が付した条件への適合について、実地を調査しなければならない。

2 前項の調査は、風俗営業（許可・承認・認定）審査書（様式第3号）により行うものとする。

（調査委託）

第26 法第4条第2項第1号の技術上の基準に適合するか否かの調査の委託については、第9の規定を準用する。ただし、遊技機の増設、交替に関する変更については、この限りでない。

（構造設備変更承認の通知）

第27 署長は、調査の結果、技術上の基準及び公安委員会が付した条件に適合していると認めるときは、承認通知書（様式第15号）を風俗営業者に交付し、許可証等受領書（様式第10号）を徴収するとともに、変更承認に係る事項を風俗営業許可台帳（様式第11号）に登載しなければならない。

2 調査を終了し、技術上の基準又は公安委員会が付した条件に適合しないと認めるときの事務の取扱いについては、第10第1項の規定を準用する。

（構造設備の変更不承認の通知）

第28 構造設備変更の不承認の通知については、第11の規定を準用する。この場合において、この規定中「許可をしない」とあるのは「承認をしない」と、「不許可通知書（様式第13号）」とあるのは「不承認通知書（様式第16号）」と読み替えるものとする。

第6節 特例風俗営業者の認定申請

（認定申請）

第29 特例風俗営業者の認定（以下この章において「特例認定」という。）を受けようとする者から、法第10条の2第1項の規定により認定申請書（規則別記様式第13号）及び府令第5条に定める添付書類の提出を受けたときの事務の取扱いについては、第4及び第5の規定を準用する。

（添付書類の指導）

第30 署長は、府令第5条に定める添付書類のうち、同条第2号の誓約する書面については誓約書により提出するよう指導するものとする。

（調査）

第31 署長は、提出された申請書類に基づき、事実との相違の有無並びに法第10条の2第1項各号及び規則第24条に定める認定の基準への該当の有無について

調査しなければならない。

2 前項の調査については第25第2項の規定を準用する。

(認定書の交付)

第32 生活安全企画課長は、送付された申請書類を審査し認定したときは、認定証(規則別記様式第14号)に認定番号を付した上、風俗営業等関係書類送付書(様式第9号)により署長に送付するとともに、特例風俗営業認定台帳(様式第17号の1)に登載しなければならない。

2 特例認定の通知については、第10第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、第10第2項中「許可をする」とあるのは「認定をする」と、「風俗営業許可証(規則別記様式第3号)及び風俗営業管理者証(規則別記様式第4号)」とあるのは、「認定証(規則別記様式第14号)」と読み替えるものとする。

3 署長は、送付された認定証を風俗営業者に交付し、許可証等受領書(様式第10号)を徴収するとともに、特例認定に係る事項を特例風俗営業認定台帳(様式第17号の1)に登載しなければならない。

(不認定の通知)

第33 特例認定の不認定の通知については、第11の規定を準用する。この場合において、この規定中「許可をしない」とあるのは「認定しない」と、「不許可通知書(様式第13号)」とあるのは「不認定通知書(様式第18号)」と読み替えるものとする。

(認定証再交付申請)

第34 認定証の再交付を受けようとする特例風俗営業者から、認定証再交付申請書(規則別記様式第15号)の提出を受けたときの事務の取扱いについては、第4及び第5の規定を準用する。

(認定証の再交付)

第35 認定証再交付申請書の提出を受けたときの事務の取扱いについて、第13の規定を準用する。この場合において同規定中「許可証再交付申請書」を「認定証再交付申請書」と、「許可証」を「認定証」と読み替えるものとする。

第7節 変更届出

(変更届出)

第36 風俗営業者から、法第9条第1項又は第3項(法第20条第10項の規定を準用する場合を含む。)の規定により、変更届出書(規則別記様式第11号)及び府令第4条又は府令第7条に定める添付書類の提出を受けたときの事務の取扱

いについては、第4及び第5の規定を準用する。ただし、第5の規定は、変更届出の事項が、許可証の記載事項に該当するときに限る。

(調査)

第37 署長は、提出された届出書類に基づき、事実との相違について実地調査、市区町村長への照会等により調査しなければならない。

2 前項の調査について、第7第2項の規定を準用する。

3 調査の結果、事実と相違がないと認めるときは、変更に係る事項を風俗営業許可台帳(様式第11号)に登載するとともに、変更届出の事項が許可証の記載事項に該当するときは、許可証の提出を受け、書換えし、又は変更届出の事項が管理者に係る事項に該当するときは、管理者証の提出を受け、書換えし、若しくは新たに管理者証を交付しなければならない。

第8節 許可証の返納

(許可証の返納)

第38 署の生活安全課長は、法第10条第1項又は第3項の規定による許可証の返納を受けたときは、返納理由書(規則別記様式第12号)を添付させるとともに、返納に係る風俗営業許可台帳(様式第11号)を削除しなければならない。

第9節 遊技機の認定及び型式の検定申請並びに遊技機製造業者の確認申請

(認定申請)

第39 署長は、遊技機の認定を受けようとする者(以下この節において「認定申請者」という。)から、法第20条第2項の規定により、認定申請書(遊技機規則別記様式第1号)及び遊技機規則第1条第3項に定める添付書類の提出を受けたときは、手数料条例に定める手数料を収入証紙により納付させるとともに、手数料の収入証紙を添付の上、遊技機認定申請書類送付書(様式第19号)により生活安全企画課長に送付しなければならない。

(審査及び試験)

第40 生活安全企画課長は、送付された申請書類に基づき、規則第8条の遊技機の基準への該当の有無及び遊技機規則第6条の技術上の規格への適合について、審査又は遊技機規則第2条第1項に定める試験を行わなければならない。

2 収納された手数料については、第5第2項の規定を準用する。

3 遊技機規則第2条第2項の規定により指定試験機関への再試験を命ずるときは、再試験命令書(様式第20号)により、また、同条第3項の規定により認定申請者に遊技機又はその部品の提出を求めるときは、遊技機・部品の提出命令

書（様式第21号）により行うものとする。

（認定の通知）

第41 生活安全企画課長は、審査又は試験の結果、遊技機の基準に該当せず、かつ、技術上の規格に適合すると認めて遊技機の認定をするときは、認定通知書（遊技機規則別記様式第6号）を風俗営業等関係書類送付書（様式第9号）により署長に送付するものとする。

2 署長は送付された認定通知書を認定申請者に交付し許可証等受領書（様式第10号）を徴収しなければならない。

（不認定の通知）

第42 遊技機の不認定の通知については、第11の規定を準用する。この場合において、この規定中「送付された申請書類を審査し」とあるのは「審査又は試験の結果」と、「許可をしない」とあるのは「遊技機の認定をしない」と、「不許可通知書（様式第13号）」とあるのは「不認定通知書（遊技機規則別記様式第7号）」と読み替えるものとする。

（認定の取消し）

第43 署長は、遊技機規則第5条の規定により、遊技機の認定を取り消す事由を認めるときは、遊技機認定取消事由報告書（様式第22号）により生活安全企画課長を経由して生活安全部長に報告しなければならない。

2 生活安全部長が、遊技機の認定の取消しを通知するときは、生活安全企画課長は、認定取消通知書（遊技機規則別記様式第8号）を風俗営業等関係書類送付書（様式第9号）により署長に送付するものとする。

3 署長は、送付された認定取消通知書を遊技機の認定を受けた者に交付し、不許可通知書等受領書（様式第14号）を徴収しなければならない。

（検定申請）

第44 遊技機の型式の検定を受けようとする者（以下この節において「検定申請者」という。）から、法第20条第4項の規定により、検定申請書（遊技機規則別記様式第9号）及び遊技機規則第7条第2項に定める添付書類の提出を受けたときの生活安全企画課長の事務の取扱いについては、手数料条例に規定する検定手数料を収入証紙により納付させるとともに、第4及び第5第2項の規定を準用する。

（審査及び試験）

第45 生活安全企画課長は、提出された申請書類に基づき、遊技機規則第6条の技術上の規格への適合について、審査又は遊技機規則第8条第1項に定める試

験を行わなければならない。

- 2 遊技機規則第8条第2項の規定により指定試験機関への再試験を命ずるときは、再試験命令書（遊技機規則別記様式第15号）により、また、同条第3項の規定により検定申請者に遊技機又はその部品の提出を求めるときは、遊技機・部品の提出命令書（様式第21号）により行うものとする。

（検定の通知等）

第46 生活安全企画課長は、審査又は試験の結果、技術上の規格に適合すると認める検定を行うときは、検定通知書（甲）（遊技機規則別記様式第16号）を検定申請者に交付し許可証等受領書（様式第10号）を徴収するとともに、公安委員会名で公示しなければならない。

- 2 審査又は試験の結果、技術上の規格に適合しないと認められるときは、その理由を明らかにして、公安委員会に上申しなければならない。

- 3 上申を受けた公安委員会が、技術上の規格に適合していると認められない決定をしたときは、生活安全企画課長は、検定通知書（乙）（遊技機規則別記様式第17号）を検定申請者に交付し不許可通知書等受領書（様式第14号）を徴収しなければならない。

（検定の取消し）

第47 署長は、遊技機規則第11条の規定により、遊技機の型式の検定を取り消す事由を認めたときは、遊技機検定取消事由報告書（様式第23号）により生活安全企画課長を経由して生活安全部長に報告しなければならない。

- 2 生活安全企画課長は、生活安全部長が、遊技機の型式の検定の取消しを通知するときは、遊技機の型式の検定を受けた者に対し、検定取消通知書（遊技機規則別記様式第19号）を交付し、不許可通知書等受領書を徴収しなければならない。

（確認申請）

第48 同一の型式に属する遊技機を製造する能力を有する者であることについて公安委員会の確認を受けようとする者から、遊技機規則第7条の2第2項の規定により、確認申請書（遊技機規則別記様式第10号）及び遊技機規則第7条第2項第3号に定める添付書類の提出を受けたときの生活安全企画課長の事務取扱いについては第4の規定を準用する。

- 2 生活安全企画課長は、前項の確認を行った製造業者に対し確認証明書（遊技機規則別記様式第11号）を交付し、許可証等受領書（様式第10号）を徴収しなければならない。

第10節 管理者の解任勧告及び講習

(管理者の解任勧告)

第49 署長は、風俗営業者が営業所ごとに選任した管理者について、法第24条第5項の規定により管理者として不適当であると認めるときは、管理者解任勧告事由報告書（様式第24号）により、生活安全企画課長を経由して生活安全部長に報告しなければならない。

2 生活安全企画課長は、生活安全部長が、管理者の解任勧告を決定したときは、勧告書（様式第38号）を風俗営業等関係書類送付書（様式第9号）により署長に送付するものとする。

3 署長は、送付された管理者解任勧告書を風俗営業者に交付し、不許可通知書等受領書（様式第14号）を徴収しなければならない。

(管理者講習)

第50 生活安全企画課長は、法第24条第6項の規定により、風俗営業所の管理者に対する講習（以下「管理者講習」という。）を行うときは、管理者講習通知書（規則別記様式第16号）により風俗営業者に通知するものとする。ただし、法第39条第2項の規定により、公安委員会が、岩手県風俗環境浄化協会に風俗営業所の管理者に対する講習を委託した場合は、この限りではない。

2 生活安全企画課長は、管理者講習を受講する風俗営業者から手数料条例第2条に定める手数料を収入証紙により納付させなければならない。

3 収納された手数料については、第5第2項の規定を準用する。

4 署長は、通知を受けた風俗営業者が管理者講習を受けられないときは、管理者講習欠講届出書（様式第25号）の提出を指導した上、管理者講習欠講届出書送付書（様式第26号）により生活安全企画課長に送付しなければならない。

第11節 団体の届出

(団体の届出の取扱い)

第51 署長は、法第44条の規定により、風俗営業の業務の適正化と風俗営業の健全化を図ることを目的として組織された団体が届出をしようとするときは、次に掲げる書類の提出を指導するものとする。

(1) 風俗営業者等団体届出書（様式第27号）

(2) 届出の日の属する事業年度の直前の事業年度末における財産目録及び貸借対照表

(3) 届出の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

- (4) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
 - (5) 法人にあつては、登記簿の謄本
 - (6) 法人以外の団体にあつては、規約
 - (7) 団体を組織する者のうち風俗営業者である者の数（その者が団体である場合にあつては、当該団体を組織する者の数及び当該者のうち風俗営業者の数）を記載した書面
 - (8) その他関係書類
- 2 署長は、提出された届出書及び関係書類の写しを風俗営業者等団体届出書類送付書（様式第28号）により生活安全企画課長に送付しなければならない。
 - 3 生活安全企画課長は、送付された届出書及び関係書類の写しを整理保管するものとする。

第3章 性風俗関連特殊営業

第1節 店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業

（営業開始の届出）

第52 署長は、店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業を営もうとする者から、法第27条第1項、第3項又は法第31条の12第1項、第2項の規定により、店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書（規則別記様式第17号）、営業の方法を記載した書類（規則別記様式第20号）及び府令第9条第1号に定める添付書類又は店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書（規則別記様式第34号）、営業の方法を記載した書類（規則別記様式第35号）及び府令第14条に定める添付書類の提出を受けたときは、当該届出書の記載事項及び必要な書類が添付されているかを確認しなければならない。

- 2 署長は、前項の届出に係る営業所の所在地が、法第28条第1項（法第31条の13第1項において準用する場合を含む。）並びに条例第11条及び第12条に定める営業種別毎の営業禁止区域・禁止地域内にあるか否かについて審査しなければならない。

（手数料の納付等）

第53 署長は、開始届出書等に不備がないと認めたときは、店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書又は店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書を提出した者に手数料条例で定める手数料を収入証紙により納付させなければならない。

- 2 収納された手数料については、第5第2項の規定を準用する。

（届出確認書の交付）

第54 署長は、審査の結果、当該営業所が営業禁止区域・禁止地域以外にあると

きは、店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書又は店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書を提出した者に当該届出に係る店舗型性風俗特殊営業届出確認書（規則別記様式第21号）又は店舗型電話異性紹介営業届出確認書（規則別記様式第36号。以下この節において「届出確認書」という。）を交付し許可証等受領書（様式第10号）を徴収するとともに、届出にかかる事項を性風俗関連特殊営業受理台帳（様式第29号）に登載しなければならない。

（届出確認書不交付通知書の交付）

第55 署長は、審査の結果、当該営業所が営業禁止区域・禁止地域にあるときは、店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書又は店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書を提出した者に届出確認書不交付通知書（規則別記様式第22号）を交付し、不許可通知書等受領書（様式第14号）を徴収しなければならない。

（届出確認書の再交付申請）

第56 署長は、店舗型性風俗特殊営業届出確認書又は店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付を受けようとする者から、規則第45条又は規則第66条第2項の規定により、届出確認書再交付申請書（規則別記様式第23号）の提出を受けたときは、記載事項を確認しなければならない。

2 届出確認書再交付申請書に不備がないと認めるときは、届出確認書再交付申請書を提出した者に手数料条例に定める手数料を収入証紙により納付させなければならない。

3 収納された手数料については、第5第2項の規定を準用する。

（届出確認書の再交付）

第57 店舗型性風俗特殊営業届出確認書又は店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付事務の取扱いについては、第13の規定を準用する。この場合において、同規定中「許可証再交付申請書（規則別記様式第5号）」を「届出確認書再交付申請書（規則別記様式第23号）」と、「許可証」を「届出確認書」と、「風俗営業許可台帳（様式第11号）」を「性風俗関連特殊営業受理台帳（様式第29号）」と読み替えるものとする。

（営業の廃止及び変更届出）

第58 署の生活安全課長は、店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の届出書を提出した者から、法第27条第2項又は法第31条の12第2項の規定により、廃止届出書（規則別記様式第18号）の提出を受けたときは、廃止に係る性風俗関連特殊営業受理台帳を削除しなければならない。

2 署長は、店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の届出書を提出

した者から、法第27条第2項又は法第31条の12第2項の規定により、変更届出書（規則別記様式第19号）の提出を受けたときは、変更に係る事項を性風俗関連特殊営業受理台帳に登載しなければならない。

（変更届出による届出確認書の交付）

第59 変更届出に係る事項が届出確認書の記載事項に該当するときは、届出確認書の提出を受け、当該事項を変更の上、変更届出を提出した者に交付するものとする。

2 前項においては、変更届出を提出した者に手数料条例に定める手数料を収入証紙により納付させなければならない。

3 収納された手数料については、第5第2項の規定を準用する。

第2節 無店舗型性風俗特殊営業及び無店舗型電話異性紹介営業

（営業開始の届出）

第60 署長は、無店舗型性風俗特殊営業又は無店舗型電話異性紹介営業を営もうとする者から、法第31条の2第1項、第3項又は法第31条の17第1項、第2項の規定により、無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書（規則別記様式第25号）、営業の方法を記載した書類（規則別記様式第28号）及び府令第12条に定める添付書類又は無店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書（規則別記様式第37号）、営業の方法を記載した書類（規則別記様式第38号）及び府令第16条に定める添付書類の提出を受けたときは、当該届出書の記載事項及び必要な書類が添付されているかを確認しなければならない。

2 無店舗型性風俗特殊営業において、受付所を設けて営む営業のうち待受所における業務に係る部分（以下「受付所営業」という。）については、店舗型性風俗特殊営業とみなして、第52第2項を準用する。

（手数料の納付）

第61 署長は、開始届出書等に不備がないと認めたときは、無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書又は無店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書を提出した者に手数料条例で定める手数料を収入証紙により納付させなければならない。

2 収納された手数料については、第5第2項の規定を準用する。

（届出確認書の交付）

第62 署長は、無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書又は無店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書を提出した者に当該届出に係る無店舗型性風俗特殊営業届出確認書（規則別記様式第29号）又は無店舗型電話異性紹介営業届出確認書（規則別記様式第39号）（以下この節において「届出確認書」という。）を交

付し、許可証等受領書（様式第10号）を徴収するとともに、届出にかかる事項を性風俗関連特殊営業受理台帳（様式第29号）に登載しなければならない。ただし、無店舗型性風俗特殊営業において受付所営業を営む場合で、当該受付所が営業禁止区域・禁止地域にあるときを除く。

（届出確認書の不交付）

第63 無店舗型性風俗特殊営業において受付所営業を営む場合、当該受付所が営業禁止区域・禁止地域にあるときは、無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書を提出した者に届出確認書不交付通知書（規則別記様式第22号）を交付し、不許可通知書等受領書（様式第14号）を徴収しなければならない。

（届出確認書の再交付申請）

第64 無店舗型性風俗特殊営業届出確認書又は無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付を受けようとする者から、規則第55条第2項又は規則第72条第2項の規定により、届出確認書再交付申請書（規則別記様式第23号）の提出を受けたときは、記載事項を確認しなければならない。

2 届出確認書再交付申請書に不備がないと認めるときは、届出確認書再交付申請書を提出した者に手数料条例に定める手数料を収入証紙により納付させなければならない。

3 収納された手数料については、第5第2項の規定を準用する。

（届出確認書の再交付）

第65 無店舗型性風俗特殊営業届出確認書又は無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付事務の取扱いについては、第13の規定を準用する。この場合において、同規定中「許可証再交付申請書（規則別記様式第5号）」を「届出確認書再交付申請書（規則別記様式第23号）」と、「許可証」を「届出確認書」と、「風俗営業許可台帳（様式第11号）」を「性風俗関連特殊営業受理台帳（様式第29号）」と読み替えるものとする。

（営業の廃止及び変更届出）

第66 署の生活安全課長は、無店舗型性風俗特殊営業又は無店舗型電話異性紹介営業の届出書を提出した者から法第31条の2第2項又は法第31条の17第2項に規定する廃止届出書（規則別記様式第26号）の提出を受けたときは、廃止届出に係る性風俗関連特殊営業受理台帳を削除しなければならない。

2 署長は、無店舗型性風俗特殊営業又は無店舗型電話異性紹介営業の届出書を提出した者から、法第31条の2第2項又は法第31条の17第2項の規定により、変更届出書（規則別記様式第27号）の提出を受けたときは、変更に係る事項を

性風俗関連特殊営業受理台帳に登載しなければならない。

(変更届出による届出確認書の交付)

第67 変更届出に係る事項が無店舗型性風俗特殊営業届出確認書又は無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の記載事項に該当するときの事務の取扱いは、第59第1項、第2項の規定を準用する。

第3節 映像送信型性風俗特殊営業

(営業開始の届出)

第68 署長は、映像送信型性風俗特殊営業を営もうとする者から、法第31条の7の規定により、映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出書(規則別記様式第31号)、営業の方法を記載した書類(規則別記様式第32号)及び府令第13条に定める添付書類の提出を受けたときは、当該届出書の記載事項及び必要な書類が添付されているかを確認しなければならない。

(手数料の納付)

第69 署長は、開始届出書等に不備がないと認めるときは、映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出書を提出した者に手数料条例で定める手数料を収入証紙により納付させなければならない。

2 収納された手数料については、第5第2項の規定を準用する。

(届出確認書の交付)

第70 署長は、映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出書を提出した者に映像送信型性風俗特殊営業届出確認書(規則別記様式第33号。以下この節において「届出確認書」という。)を交付し、許可証等受領書(様式第10号)を徴収するとともに、届出にかかる事項を性風俗関連特殊営業受理台帳(様式第29号)に登載しなければならない。

(届出確認書の再交付申請)

第71 映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付を受けようとする者から、規則第61条第2項の規定により、届出確認書再交付申請書(規則別記様式第23号)の提出を受けたときは、記載事項を確認しなければならない。

2 届出確認書再交付申請書に不備がないと認めるときは、届出確認書再交付申請書を提出した者に手数料条例に定める手数料を収入証紙により納付させなければならない。

3 収納された手数料については、第5第2項の規定を準用する。

(届出確認書の再交付)

第72 映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付事務の取扱いについては、

第13の規定を準用する。この場合において、同規定中「許可証再交付申請書（規則別記様式第5号）」を「届出確認書再交付申請書（規則別記様式第23号）」と、「許可証」を「届出確認書」と、「風俗営業許可台帳（様式第11号）」を「性風俗関連特殊営業受理台帳（様式第29号）」と読み替えるものとする。

（営業の廃止及び変更届出）

第73 署の生活安全課長は、映像送信型性風俗特殊営業の届出書を提出した者から法第31条の7第2項に規定する廃止届出書の提出を受けたときは、廃止届出に係る性風俗関連特殊営業受理台帳を削除しなければならない。

2 署長は、映像送信型性風俗特殊営業の届出書を提出した者から法第31条の7第2項の規定により、変更届出書の提出を受けたときは、変更に係る事項を性風俗関連特殊営業受理台帳に登載しなければならない。

（変更届出による届出確認書の交付）

第74 変更届出に係る事項が映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の記載事項に該当するときの事務の取扱いは、第59第1項、第2項の規定を準用する。

第4章 特定遊興飲食店営業

第1節 事前相談及び許可申請

（事前相談）

第75 署長は、法第31条の22に規定する特定遊興飲食店営業を営もうとする者から、許可申請に伴う事前相談を受けたときは、特定遊興飲食店営業の許可基準、許可申請の手続き、必要な書類等について指導するとともに、風俗営業等許可事前相談簿（様式第1号）によりその経過を明らかにしておかなければならない。

（申請書等の確認）

第76 署長は、特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）から、法第31条の23において準用する法第5第1項の規定により許可申請書（規則別記様式第40号）、営業の方法を記載した書類（規則別記様式第41号）及び府令第17条に定める添付書類の提出を受けたときは、当該申請書の記載事項及び必要な添付書類が添付されているか確認しなければならない。

（手数料の納付等）

第77 署長は、許可申請書等に不備がないと認めたときは、申請者に手数料条例に定める手数料を収入証紙により納付させなければならない。

2 収納された手数料については、会計年度ごとの収納状況を明らかにするため、手数料確認台帳（様式第2号）を備え付け、収納した都度記録しなければならない。

（添付書類の指導）

第78 署長は、府令第17条において準用する府令第1条に定める添付書類のうち、同条第4号ロ、第7号ハ並びに第10号イ及びハの誓約する書面については誓約書により提出するよう指導するものとする。

2 法第31条の23において準用する法第4条第3項（特例措置）が適用される営業所の許可申請については、前項に定めるほか、政令第7条各号に掲げる事由により営業所が滅失したことを疎明する書類（罹災証明等）を添付させなければならない。

（調査）

第79 署長は、提出された申請書類に基づき、事実との相違及び法31条の23において準用する法第4条の許可基準の該当の有無について、実地調査、市区町村長への照会等により調査しなければならない。

2 前項の調査は、特定遊興飲食店営業（許可・承認・認定）審査書（様式第4号）により行うとともに、申請者の身上調査のための市区町村長への照会は前科調査照会書（様式第5号）を使用するものとする。

（調査の依頼）

第80 署長は、規則第1条第2項の規定により、県内他署の管轄区域内における営業の許可申請書等の提出を同時に受けたときは、風俗営業・特定遊興飲食店営業調査依頼書（様式第6号）に当該申請書の写しを添付し、関係署長に送付しなければならない。

2 送付を受けた署長は、営業所の許可基準の該当の有無について調査しなければならない。

（調査委託）

第81 署長は、法第31条の23において準用する法第4条第2項第1号又は第2号の許可基準の該当の有無について、岩手県風俗環境浄化協会に調査を委託することができる。

2 前項の委託は、調査（許可・変更承認）委託書（様式第7号）により行うものとする。

（許可証等の交付）

第82 署長は、調査を終了したときは、申請書類（許可・承認・特例認定）送付

書（様式第8号）に意見を付して、申請書とともに生活安全企画課長に送付しなければならない。

2 生活安全企画課長は、送付された申請書類を審査し、許可をするときは、特定遊興飲食店営業許可証（規則別記様式第42号。以下この章において「許可証」という。）及び特定遊興飲食店営業管理者証（規則別記様式第43号。以下この章において「管理者証」という。）を風俗営業等関係書類送付書（様式第9号）により署長に送付するものとする。

3 署長は、送付された許可証及び管理者証を申請者に交付し許可証等受領書（様式第10号）を徴収するとともに、許可に係る事項を特定遊興飲食店営業許可台帳（様式第12号）に登載しなければならない。

（不許可の通知）

第83 生活安全企画課長は、送付された申請書類等を審査し、許可をしないことが適当と認めるときは、その理由を明らかにして公安委員会に上申しなければならない。

2 生活安全企画課長は、公安委員会が許可をしないと決定したときは、不許可通知書（様式第13号）を風俗営業等関係書類送付書（様式第9号）により署長に送付するものとする。

3 署長は、送付された不許可通知書（様式第13号）を申請者に交付し、不許可通知書等受領書（様式第14号）を徴収しなければならない。

第2節 許可証の再交付申請

（再交付申請）

第84 許可証の再交付を受けようとする者（以下この節において「再交付申請者」という。）から、法第31条の23において準用する法第5条第4項の規定により、許可証再交付申請書（規則別記様式第5号）の提出を受けたときの事務の取扱いについては、第76及び第77の規定を準用する。

（許可証の再交付）

第85 署長は、提出された許可証再交付申請書（規則別記様式第5号）を審査し、許可証の亡失又は滅失の事実と相違ないと認めるときは、許可証を再交付申請者に再交付し許可証等受領書（様式第10号）を徴収するとともに、再交付に係る事項を特定遊興飲食店営業許可台帳（様式第12号）に登載しなければならない。

第3節 相続承認申請

（相続承認申請）

第86 特定遊興飲食店営業の相続の承認を受けようとする者（以下この節において「相続人」という。）から、法第31条の23において準用する法第7条第1項の規定により、相続承認申請書（規則別記様式第6号）及び規則第81条において準用する規則第14条第2項に定める添付書類の提出を受けたときの事務の取扱いについては、第76及び第77の規定を準用する。

（調査）

第87 署長は、提出された申請書類に基づき、事実との相違、相続権の有無及び法第31条の23において準用する相続人に係る法第4条第1項の許可基準の該当の有無について、市区町村長への照会等により調査しなければならない。

2 前項の調査については、第79第2項の規定を準用する。

（相続承認の通知）

第88 相続承認の通知については、第82第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、第82第2項中「許可をする」とあるのは、「承認をする」と、「特定遊興飲食店営業許可証（規則別記様式第42号）」とあるのは、「承認通知書（様式第15号）」と読み替えるものとする。

2 署長は、送付された承認通知書を相続人に交付し許可証等受領書（様式第10号）を徴収するとともに、法第31条の23において準用する法第7条第5項の規定による許可証の書換えを受けるよう指導しなければならない。

（許可証の書換え）

第89 署長は、承認を受けた相続人から、法第31条の23において準用する法第7条第5項の規定により、許可証書換え申請書（規則別記様式第9号）及び許可証の提出を受けたときは、当該許可証を書換えの上、相続人に返還するとともに、書換えに係る事項を特定遊興飲食店営業許可台帳（様式第12号）に登載しなければならない。

（相続不承認の通知）

第90 相続不承認の通知については、第83の規定を準用する。この場合において、この規定中「許可をしない」とあるのは「承認しない」と、「不許可通知書（様式第13号）」とあるのは「不承認通知書（様式第16号）」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、署の生活安全課長は、法第31条の23において準用する法第7条第6項の規定により相続人に許可証を返納させるとともに、返納に係る特定遊興飲食店営業許可台帳（様式第12号）を削除しなければならない。

第4節 法人の合併、分割承認申請

(法人の合併、分割承認申請)

第91 合併により消滅することとなる場合又は分割により特定遊興飲食店営業を承継させる場合の特定遊興飲食店営業者の地位の承継について、法第31条の23において準用する法第7条の2第1項の承認を受けようとする法人(以下この節において「申請者」という。)から「合併承認申請書(規則別記様式第7号)」及び規則第15条第3項に定める添付書類の提出を受け、若しくは法第31条の23において準用する法第7条の3第1項の承認を受けようとする法人から「分割承認申請書(規則別記様式第8号)」及び規則第15条第3項に定める添付書類の提出を受けたときの事務取扱いについては、第76及び第77の規定を準用する。

(調査)

第92 署長は、提出された申請書類に基づき、事実との相違、合併契約又は分割契約の内容及び役員に係る法第31条の23において準用する法第4条第1項の許可の基準への該当の有無について、市区町村長への照会等により調査しなければならない。

2 前項の調査については、第79第2項の規定を準用する。

(合併、分割承認の通知)

第93 合併承認又は分割承認の通知については、第82第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、第82第2項中「許可をする」とあるのは、「承認をする」と、「特定遊興飲食店営業許可証(規則別記様式第42号)」とあるのは「承認通知書(様式第15号)」と読み替えるものとする。

2 署長は、送付された承認通知書(様式第15号)を申請者に交付し許可証等受領書(様式第10号)を徴収しなければならない。

(許可証の書換え)

第94 署長は、承認を受けた特定遊興飲食店営業者から、法第31条の23において準用する法第7条の2第3項又は法第7条の3第3項の規定により許可証書換え申請書(規則別記様式第9号)及び許可証の提出を受けたときは、当該許可証を書換えの上、特定遊興飲食店営業者に返還するとともに、書換えに係る事項を特定遊興飲食店営業許可台帳(様式第12号)に登載しなければならない。

(合併、分割不承認の通知)

第95 合併不承認又は分割不承認の通知については、第90の規定を準用する。

2 前項の場合における許可証の返納については、第90第2項の規定を準用する。この場合においてこの規定中「相続人」とあるのは、「合併により消滅するこ

ととなる法人」と読み替えるものとする。

第5節 構造設備変更承認申請

(構造設備変更承認申請)

第96 特定遊興飲食店営業者から、法第31条の23において準用する法第9条第1項の規定により、変更承認申請書(規則別記様式第10号)及び規則第87条第2項に定める添付書類の提出を受けたときの事務の取扱いについては、第76及び第77の規定を準用する。

(調査)

第97 署長は、提出された申請書類に基づき、事実との相違、法第31条の23において準用する法第4条第2項第1号の技術上の基準及び法第3条第2項の規定により公安委員会が付した条件への適合について、実地を調査しなければならない。

2 前項の調査は、特定遊興飲食店営業(許可・承認・認定)審査書(様式第4号)により行うものとする。

(調査委託)

第98 法第31条の23において準用する法第4条第2項第1号の技術上の基準に適合するか否かの調査の委託については、第81の規定を準用する。

(構造設備変更承認の通知)

第99 署長は、調査の結果、技術上の基準及び公安委員会が付した条件に適合していると認めるときは、承認通知書(様式第15号)を特定遊興飲食店営業者に交付し、許可証等受領書(様式第10号)を徴収するとともに、変更承認に係る事項を特定遊興飲食店営業許可台帳(様式第12号)に登載しなければならない。

2 調査を終了し、技術上の基準又は公安委員会が付した条件に適合しないと認めるときは、事務の取扱いについては、第82第1項の規定を準用する。

(構造設備の変更不承認の通知)

第100 構造設備変更の不承認の通知については、第83の規定を準用する。この場合において、この規定中「許可をしない」とあるのは「承認をしない」と、「不許可通知書(様式第13号)」とあるのは「不承認通知書(様式第16号)」と読み替えるものとする。

第6節 特例特定遊興飲食店営業者の認定申請

(認定申請)

第101 特例特定遊興飲食店営業者の認定(以下この章において「特例認定」という。)を受けようとする者から、法第31条の23において準用する法第10条の2

第1項の規定により認定申請書（規則別記様式第44号）及び府令第21条において準用する府令第5条に定める添付書類の提出を受けたときの事務の取扱いについては、第76及び第77の規定を準用する。

（添付書類の指導）

第102 署長は、府令第21条において準用する府令第5条に定める添付書類のうち、同条第2号の誓約する書面については誓約書により提出するよう指導するものとする。

（調査）

第103 署長は、提出された申請書類に基づき、事実との相違の有無並びに法第31条の23において準用する法第10条の2第1項各号及び規則第92条において準用する規則第24条に定める認定の基準への該当の有無について調査しなければならない。

2 前項の調査については第97第2項の規定を準用する。

（認定書の交付）

第104 生活安全企画課長は、送付された申請書類を審査し特例認定したときは、認定証（規則別記様式第45号）に認定番号を付した上、風俗営業等関係書類送付書（様式第9号）により署長に送付するとともに、特例特定遊興飲食店営業認定台帳（様式第17号の2）に登載しなければならない。

2 特例認定の通知については、第82第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、第82第2項中「許可をする」とあるのは「特例認定をする」と、「特定遊興飲食店営業許可証（規則別記様式第42号。）及び特定遊興飲食店営業管理者証（規則別記様式第43号。）」とあるのは、「認定証（規則別記様式第45号）」と読み替えるものとする。

3 署長は、送付された認定証を特定遊興飲食店営業者に交付し、許可証等受領書（様式第10号）を徴収するとともに、特例認定に係る事項を特例特定遊興飲食店営業認定台帳（様式第17号の2）に登載しなければならない。

（不認定の通知）

第105 特例認定の不認定の通知については、第83の規定を準用する。この場合において、この規定中「許可をしない」とあるのは「特例認定しない」と、「不許可通知書（様式第13号）」とあるのは「不認定通知書（様式第18号）」と読み替えるものとする。

（認定証再交付申請）

第106 認定証の再交付を受けようとする特例特定遊興飲食店営業者から、認定証

再交付申請書（規則別記様式第15号）の提出を受けたときの事務の取扱いについては、第76及び第77の規定を準用する。

（認定証の再交付）

第107 認定証再交付申請書の提出を受けたときの事務の取扱いについて、第85の規定を準用する。この場合において同規定中「許可証再交付申請書」を「認定証再交付申請書」と、「許可証」を「認定証」と読み替えるものとする。

第7節 変更届出

（変更届出）

第108 特定遊興飲食店営業者から、法第31条の23において準用する法第9条第1項又は第3項の規定により、変更届出書（規則別記様式第11号）及び府令第20条において準用する府令第4条に定める添付書類の提出を受けたときの事務の取扱いについては、第76及び第77の規定を準用する。ただし、第77の規定は、変更届出の事項が、許可証の記載事項に該当するときに限る。

（調査）

第109 署長は、提出された届出書類に基づき、事実との相違について実地調査、市区町村長への照会等により調査しなければならない。

2 前項の調査について、第79第2項の規定を準用する。

3 調査の結果、事実と相違がないと認めるときは、変更に係る事項を特定遊興飲食店営業許可台帳（様式第12号）に登載するとともに、変更届出の事項が許可証の記載事項に該当するときは、許可証の提出を受け、書換えし、又は変更届出の事項が管理者に係る事項に該当するときは、管理者証の提出を受け、書換えし、若しくは新たに管理者証を交付しなければならない。

第8節 許可証の返納

（許可証の返納）

第110 署の生活安全課長は、法第31条の23において準用する法第10条第1項又は第3項の規定による許可証の返納を受けたときは、返納理由書（規則別記様式第12号）を添付させるとともに、返納に係る特定遊興飲食店営業許可台帳（様式第12号）を削除しなければならない。

第9節 管理者の解任勧告及び講習

（管理者の解任勧告）

第111 署長は、特定遊興飲食店営業者が営業所ごとに選任した管理者について、法第31条の23において準用する法第24条第5項の規定により管理者として不適当であると認めたときは、管理者解任勧告事由報告書（様式第24号）により、

生活安全企画課長を経由して生活安全部長に報告しなければならない。

- 2 生活安全企画課長は、生活安全部長が、管理者の解任勧告を決定したときは、勧告書（様式第38号）を風俗営業等関係書類送付書（様式第9号）により署長に送付するものとする。
- 3 署長は、送付された管理者解任勧告書を特定遊興飲食店営業者に交付し、不許可通知書等受領書（様式第14号）を徴収しなければならない。

（管理者講習）

第112 生活安全企画課長は、法第31条の23において準用する法第24条第6項の規定により、特定遊興飲食店営業所の管理者に対する講習（以下「管理者講習」という。）を行うときは、管理者講習通知書（規則別記様式第46号）により特定遊興飲食店営業者に通知するものとする。ただし、法第39条第2項の規定により、公安委員会が、岩手県風俗環境浄化協会に特定遊興飲食店営業所の管理者に対する講習を委託した場合は、この限りではない。

- 2 生活安全企画課長は、管理者講習を受講する特定遊興飲食店営業者から手数料条例第2条に定める手数料を収入証紙により納付させなければならない。
- 3 収納された手数料については、第77第2項の規定を準用する。
- 4 署長は、通知を受けた特定遊興飲食店営業者が管理者講習を受けられないときは、管理者講習欠講届出書（様式第25号）の提出を指導した上、管理者講習欠講届出書送付書（様式第26号）により生活安全企画課長に送付しなければならない。

第10節 団体の届出

（団体の届出の取扱い）

第113 署長は、法第44条の規定により、特定遊興飲食店営業の業務の適正化と特定遊興飲食店営業の健全化を図ることを目的として組織された団体が届出をしようとするときは、第51第1項の規定を準用する。

- 2 署長は、提出された届出書及び関係書類の写しを風俗営業者等団体届出書類送付書（様式第28号）により生活安全企画課長に送付しなければならない。
- 3 生活安全企画課長は、送付された届出書及び関係書類の写しを整理保管するものとする。

第5章 深夜酒類提供飲食店営業

（営業開始の届出）

第114 署長は、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む飲食店営業を深夜において営もうとする者から、法第33条第1項及び同条第3項の規定により、深夜

における酒類提供飲食店営業営業開始届出書（規則別記様式第47号）、営業の方法を記載した書類（規則別記様式第48号）及び府令第24条に定める添付書類の提出を受けたときは、当該届出に係る営業所の所在地が、条例第18条に規定する営業制限地域内にあるか否かについて審査しなければならない。

- 2 審査の結果、営業所が営業制限地域外にあるときは、届出に係る事項を深夜酒類提供飲食店営業受理台帳（様式第30号）に登載しなければならない。

（営業の廃止及び変更の届出受理）

第115 署長は、深夜における酒類提供飲食店営業の届出書を提出した者から、法第33条第2項の規定により、廃止届出書又は変更届出書の提出を受けたときは、廃止届出に係る深夜酒類提供飲食店営業受理台帳を削除し、又は、変更に係る事項を当該受理台帳に登載しなければならない。

第6章 行政処分 of 取扱い等

（指示）

第116 署長は、署員から風俗営業等違反現認（確認）報告書（様式第31号）による報告を受け、法第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の9第1項、第31条の14、第31条の19第1項、第31条の24、第34条第1項、第35条の4第1項の規定により、風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業、飲食店営業又は接客業務受託営業を営む者若しくはその代理人等（以下この章において「被処分者」という。）に対して指示をする必要があると認めるときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定に基づき、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）に定める弁明通知書による通知をし、弁明書の提出を求め又は弁明調書の作成等の手続きを経た後に、指示書（様式第32号）を交付して指示を行わなければならない。

- 2 弁明通知書及び指示書を交付したときは、被処分者から不許可通知書等受領書（様式第14号）を徴収しなければならない。

（行政処分の上申）

第117 署長は、次に掲げる行政処分の必要があると認めるときは、風俗営業等行政処分上申書（様式第33号）に供述調書、報告書その他証拠書類の写しを添付の上、生活安全企画課長を経由して公安委員会に上申しなければならない。

- (1) 法第8条、第26条第1項、第31条の25第1項による取消処分
- (2) 法第26条、第30条、第31条の5、第31条の15、第31条の20、第31条の25、第34条第2項、第35条、第35条の2、第35条の4第2項の規定による停止等

の処分

(聴聞)

第118 生活安全企画課長は、公安委員会が、法第41条又は行政手続法第13条第1項第1号に規定する聴聞を行う必要があると認めたときは、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則に定める聴聞通知書を風俗営業等関係書類送付書により署長に送付するとともに、公示書(様式第34号)を公安委員会の掲示板に掲示しなければならない。

2 署長は、送付された聴聞通知書を行政処分を受ける者に交付し、不許可通知書等受領書(様式第14号)を徴収しなければならない。

(行政処分の決定通知)

第119 生活安全企画課長は、公安委員会が行う行政処分を決定したときは、風俗営業等行政処分決定通知書(様式第35号)を風俗営業等関係書類送付書(様式第9号)により署長に送付しなければならない。

2 署長は、送付された書面を行政処分を受ける者に交付し、不許可通知書等受領書(様式第14号)を徴収するとともに、店舗型風俗特殊営業、受付所営業又は店舗型電話異性紹介営業を営む者に対して営業の停止を命ずる処分をするときは、営業所の出入口の見やすい場所に、府令第10条に定める営業停止の標章をはり付けなければならない。

(標章除却申請)

第120 署長は、営業停止を命じられた店舗型風俗特殊営業、受付所営業又は店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくは営業停止を命じられた営業所の使用について権限を有する者から、法第31条第2項(法第31条の5第3項及び法第31条の6第3項において準用する場合を含む。)、第3項(法第31条の5第3項及び法第31条の6第3項において準用する場合を含む。)又は法第31条の16第2項、第3項の規定により、標章除却申請書(規則別記様式第24号)及び規則第50条第2項又は規則第51条第2項若しくは規則第68条第3項に定める添付書類の提出を受けたときは、事実との相違について審査し、事実と相違がないと認められるときは、標章を取り除かなければならない。

(飲食店営業等の停止通知)

第121 生活安全企画課長は、飲食店営業等に係る営業の全部又は一部の停止を命じたときは法第42条の規定により、営業停止処分通知書(様式第36号)により管轄の保健所へ通知しなければならない。

(専決事項の報告)

第122 署長は、岩手県公安委員会の事務の専決に関する訓令（昭和39年岩手県警察本部訓令第12号）により専決事項を処理したときは、月毎に専決事項処理結果報告書（様式第37号）により、毎月5日までに生活安全企画課長を經由して本部長に報告しなければならない。

風俗営業等許可事前相談簿

受理番号第 _____ 号

署長	副署長等	課長	係長	主任	〔方法〕 ・来室 ・電話 ・文書 ・その他（ ）
受理	年 月 日		取扱者		警察署
	時 分～		時 分		官 職
相談者	住所 職業 氏名			電話 (歳)	業種別 号営業
〔相談内容〕 ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----					
〔指導結果〕 ----- ----- -----					

風俗営業（許可・承認・認定）審査書

申請者	氏名又は名称
	住所
	営業所の名称
	営業所の所在地
	風俗営業の種別 法第2条第1項第 号の営業（ ）
納付手数料額	岩手県収入証紙 円
標準処理期間到達日	年 月 日
1 申請書類の記載事項は事実に相違ないか <input type="checkbox"/> 相違ない <input type="checkbox"/> 事実と異なる	
<input type="checkbox"/> [許可・認定] <input type="checkbox"/> 氏名又は名称 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 営業所の名称、所在地 <input type="checkbox"/> 風俗営業の種別 <input type="checkbox"/> 管理者の氏名住所 <input type="checkbox"/> 法人にあっては役員の氏名住所 <input type="checkbox"/> 滅失により廃止した風俗営業 <input type="checkbox"/> 現に許可を受けて営む風俗営業 <input type="checkbox"/> [営業所の構造及び設備の概要] <input type="checkbox"/> 建物の構造 <input type="checkbox"/> 建物内の営業所の位置 <input type="checkbox"/> 客室数 <input type="checkbox"/> 営業所の床面積 <input type="checkbox"/> 客室の総床面積 <input type="checkbox"/> 各客室の床面積 <input type="checkbox"/> 照明設備 <input type="checkbox"/> 音響設備 <input type="checkbox"/> 防音設備 <input type="checkbox"/> [4号及び5号営業] <input type="checkbox"/> 遊技設備	<input type="checkbox"/> [相続承認] <input type="checkbox"/> 被相続人の氏名住所 <input type="checkbox"/> 被相続人との続柄 <input type="checkbox"/> 被相続人の死亡年月日 <input type="checkbox"/> 他の相続人の有無 <input type="checkbox"/> [合併承認] <input type="checkbox"/> 合併後存続し、又は合併により設立される法人の名称住所 <input type="checkbox"/> 合併後消滅する風俗営業者たる法人の名称住所 <input type="checkbox"/> 合併後消滅する風俗営業者たる法人の代表者の氏名 <input type="checkbox"/> 合併後消滅する法人の名称住所 <input type="checkbox"/> 合併後消滅する法人の代表者の氏名 <input type="checkbox"/> 合併予定年月日、合併の理由 <input type="checkbox"/> [分割承認] <input type="checkbox"/> 分割により風俗営業を承継する法人の名称住所 <input type="checkbox"/> 分割をする風俗営業者たる法人の名称住所 <input type="checkbox"/> 分割をする風俗営業者たる法人の代表者の氏名 <input type="checkbox"/> 分割予定年月日、分割の理由
2 添付書類は具備されているか <input type="checkbox"/> 具備されている <input type="checkbox"/> 具備されていない	
<input type="checkbox"/> [許可] <input type="checkbox"/> 営業の方法を記載した書類 <input type="checkbox"/> 営業所の使用について権限を有することを疎明	<input type="checkbox"/> [管理者] <input type="checkbox"/> 誠実に業務を行うことを誓約する書面 <input type="checkbox"/> 住民票の写し（本籍（外国人にあっては国籍等）

<p>する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 営業所の平面図 <input type="checkbox"/> 営業所の周囲の略図 <input type="checkbox"/> 住民票の写し（本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 人的欠格事由に該当しない旨の誓約書 <input type="checkbox"/> 市町村長の身分証明書 <input type="checkbox"/> 未成年者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く）で風俗営業を営むことに関し法定代理人の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面（風俗営業者の相続人である未成年者で風俗営業を営むことに関し法定代理人の許可を受けていないものにあつては、被相続人の氏名及び住所並びに風俗営業に係る営業所の所在地を記載した書面並びにその法定代理人に係る上記に掲げる書類（法定代理人が法人である場合においては、その法人に係る上記に掲げる書類）） <input type="checkbox"/> [法人] <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 定款及び登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員に係る住民票の写し（本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 市町村長の身分証明書 <input type="checkbox"/> 役員に係る人的欠格事由に該当しない旨の誓約書 	<p>の記載のあるもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 市町村長の身分証明書 <input type="checkbox"/> 人的欠格事由に該当しない旨の誓約書 <input type="checkbox"/> 写真2葉（申請前6月以内に撮影した縦3.0cm、横2.4cmのもの） <input type="checkbox"/> [ばちんこ屋等] <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 遊技機の認定関係書類 <input type="checkbox"/> 遊技機の検定関係書類 <input type="checkbox"/> 遊技機の構造、材質、性能書類 <input type="checkbox"/> [特例認定] <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 営業の方法を記載した書類 <input type="checkbox"/> 営業所の平面図及び営業所の周囲の略図 <input type="checkbox"/> 特例認定要件に該当する旨の誓約書 <input type="checkbox"/> [相続承認]（[許可]に係るもの以外の書類） <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 申請者と被相続人の続柄を証明する書類 <input type="checkbox"/> 申請者以外の相続人の氏名及び住所を記載した書面並びに同意書 <input type="checkbox"/> [合併承認]（[許可][法人]に係るもの以外の書類） <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 合併契約書の写し <input type="checkbox"/> 合併後の役員就任予定者の氏名及び住所を記載した書面 <input type="checkbox"/> [分割承認]（[許可][法人]に係るもの以外の書類） <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 分割計画書又は分割契約書の写し <input type="checkbox"/> 分割後の役員就任予定者の氏名及び住所を記載した書面
--	--

3 人的欠格事由に該当していないか

調査内容のいずれにも該当しない

調査内容のいずれかに該当する

[調査内容]

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 1年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は特定の罪を犯して1年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 集団的に又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 4 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 5 精神機能の障害により風俗営業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 6 法第26条第1項の規定により風俗営業の許可を取り消され、当該取消の日から起算して5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消に係る聴聞の期日及び場所が公示された日以前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。）
- 7 法第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に法第10条第1項第1号の規定による許可証の返納をした者（風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で当該返納の日から起算して5年

- [3号営業]
 - 客室の内部が当該営業所の外部から容易に見通すことができないものであること
 - 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと
 - 客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、営業所外に直接通ずる客室の出入口については、この限りでない
 - 規則第30条に定めるところにより計った営業所内の照度が10ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること
 - 規則第32条に定めるところにより計った騒音又は振動の数値が法第15条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること
 - 長椅子その他の設備で専ら異性を同伴する客の休憩の用に供するものを設けないこと
- [4号営業]
 - 客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと
 - 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと
 - 客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、営業所外に直接通ずる客室の出入口については、この限りでない
 - 規則第30条に定めるところにより計った営業所内の照度は10ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること
 - 規則第32条に定めるところにより計った騒音又は振動の数値が法第15条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること
 - ぱちんこ屋及び令第8条に規定する営業にあつては、当該営業の用に供する遊技機以外の遊技設備を設けないこと
 - ぱちんこ屋及び令第15条に規定する営業にあつては、営業所内の客の見やすい場所に賞品を提供する設備を設けること
 - 著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものとして規則第8条で定める基準に該当しない遊技機を設置すること（申請どおり認定を受けた遊技機又は検定を受けた型式に属する遊技機が設置されているか。）
- [5号営業]
 - 客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと
 - 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと
 - 客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、営業所外に直接通ずる客室の出入口については、この限りでない
 - 規則第30条に定めるところにより計った営業所内の照度が10ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること
 - 規則第32条に定めるところにより計った騒音又は振動の数値が法第15条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること
 - 遊技料金として紙幣を挿入することができる装置を有する遊技設備又は客に現金若しくは有価証券を提供するための装置を有する遊技設備を設けないこと

5 地域基準に抵触していないか

抵触していない

抵触している

○ 用途地域名 _____ 地域

[条例で定める営業制限地域]

- 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域及び田園住居地域（県規則で定める商業等の用に供されている地域を除く。）でない

- 住居の集合状況及び土地の利用の状況を勘案して上記地域と同等と認められる地域として県規則で定める地域でない
- [第1種住居地域等の場合]
 - 営業所から100m以内に学校及び児童福祉施、60m以内に病院等はない
- [商業地域の場合]
 - 営業所から30m以内に学校及び児童福祉施、10m以内に病院等はない
- [第1種住居地域等及び商業地域以外の地域の場合]
 - 営業所から60m以内に学校及び児童福祉施、30m以内に病院等はない

6 その他参考事項

7 許否の意見

調査者

警察署 階級

氏名

㊞

特定遊興飲食店営業（許可・承認・認定）審査書

申請者	氏名又は名称 住 所 営業所の名称 営業所の所在地
納付手数料額	岩手県収入証紙 円
標準処理期間到達日	年 月 日
<p>1 申請書類の記載事項は事実と異なるか</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 相違ない <input type="checkbox"/> 事実と異なる</p>	
<input type="checkbox"/> [許可・認定] <input type="checkbox"/> 氏名又は名称 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 営業所の名称、所在地 <input type="checkbox"/> 管理者の氏名住所 <input type="checkbox"/> 法人にあっては役員の氏名住所 <input type="checkbox"/> 滅失により廃止した営業 <input type="checkbox"/> 現に許可を受けて営む営業 <input type="checkbox"/> [営業所の構造及び設備の概要] <input type="checkbox"/> 建物の構造 <input type="checkbox"/> 建物内の営業所の位置 <input type="checkbox"/> 客室数 <input type="checkbox"/> 営業所の床面積 <input type="checkbox"/> 客室の総床面積 <input type="checkbox"/> 各客室の床面積 <input type="checkbox"/> 照明設備 <input type="checkbox"/> 音響設備 <input type="checkbox"/> 防音設備	<input type="checkbox"/> [相続承認] <input type="checkbox"/> 被相続人の氏名住所 <input type="checkbox"/> 被相続人との続柄 <input type="checkbox"/> 被相続人の死亡年月日 <input type="checkbox"/> 他の相続人の有無 <input type="checkbox"/> [合併承認] <input type="checkbox"/> 合併後存続し、又は合併により設立される法人の名称住所 <input type="checkbox"/> 合併後消滅する事業者たる法人の名称住所 <input type="checkbox"/> 合併後消滅する事業者たる法人の代表者の氏名 <input type="checkbox"/> 合併後消滅する法人の名称住所 <input type="checkbox"/> 合併後消滅する法人の代表者の氏名 <input type="checkbox"/> 合併予定年月日、合併の理由 <input type="checkbox"/> [分割承認] <input type="checkbox"/> 分割により営業を承継する法人の名称住所 <input type="checkbox"/> 分割をする事業者たる法人の名称住所 <input type="checkbox"/> 分割をする事業者たる法人の代表者の氏名 <input type="checkbox"/> 分割予定年月日、分割の理由
<p>2 添付書類は具備されているか</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 具備されている <input type="checkbox"/> 具備されていない</p>	
<input type="checkbox"/> [許可] <input type="checkbox"/> 営業の方法を記載した書類 <input type="checkbox"/> 営業所の使用について権限を有することを疎明する書類 <input type="checkbox"/> 営業所の平面図 <input type="checkbox"/> 営業所の周囲の略図 <input type="checkbox"/> 住民票の写し（本籍（外国人にあっては国籍等）の	<input type="checkbox"/> [管理者] <input type="checkbox"/> 誠実に業務を行うことを誓約する書面 <input type="checkbox"/> 住民票の写し（本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 市町村長の身分証明書 <input type="checkbox"/> 人的欠格事由に該当しない旨の誓約書 <input type="checkbox"/> 写真2葉（申請前6月以内に撮影した縦3.0cm、

<p>記載のあるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 人的欠格事由に該当しない旨の誓約書 <input type="checkbox"/> 市町村長の身分証明書 <input type="checkbox"/> 未成年者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く）で特定遊興飲食店営業を営むことに関し法定代理人の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面（特定遊興飲食店営業者の相続人である未成年者で特定遊興飲食店営業を営むことに関し法定代理人の許可を受けていないものにあつては、被相続人の氏名及び住所並びに特定遊興飲食店営業に係る営業所の所在地を記載した書面並びにその法定代理人に係る上記に掲げる書類（法定代理人が法人である場合においては、その法人に係る上記に掲げる書類）） <input type="checkbox"/> [法人] <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 定款及び登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員に係る住民票の写し（本籍（外国人にあつては国籍等）の記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 市町村長の身分証明書 <input type="checkbox"/> 役員に係る人的欠格事由に該当しない旨の誓約書 	<p>横2.4cmのもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> [特例認定] <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 営業の方法を記載した書類 <input type="checkbox"/> 営業所の平面図及び営業所の周囲の略図 <input type="checkbox"/> 特例認定要件に該当する旨の誓約書 <input type="checkbox"/> [相続承認]（[許可]に係るもの以外の書類） <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 申請者と被相続人の続柄を証明する書類 <input type="checkbox"/> 申請者以外の相続人の氏名及び住所を記載した書面並びに同意書 <input type="checkbox"/> [合併承認]（[許可][法人]に係るもの以外の書類） <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 合併契約書の写し <input type="checkbox"/> 合併後の役員就任予定者の氏名及び住所を記載した書面 <input type="checkbox"/> [分割承認]（[許可][法人]に係るもの以外の書類） <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 分割計画書又は分割契約書の写し <input type="checkbox"/> 分割後の役員就任予定者の氏名及び住所を記載した書面
--	---

3 人的欠格事由に該当していないか

調査内容のいずれにも該当しない

調査内容のいずれかに該当する

[調査内容]

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 1年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は特定の罪を犯して1年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 集团的に又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 4 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 5 精神機能の障害により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 6 法第31条の25第1項の規定により特定遊興飲食店営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）
- 7 法第31条の25第1項の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に法第31条の23において準用する第10条第1項第1号の規定による許可証の返納をした者（特定遊興飲食店営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で当該返納の日から起算して5年を経過しないもの
- 8 7に規定する期間内に合併により消滅した法人又は法第31条の23において準用する第10条第1項第1号の規定による許可証の返納をした法人（合併又は特定遊興飲食店営業の廃止について相当な理由がある者を

除く。)の7に規定する公示の日前60日以内に役員であった者で当該消滅又は返納の日から起算して5年を経過しないもの

- 9 7に規定する期間内に分割により7に規定する聴聞に係る特定遊興飲食店営業を承継させ、若しくは分割により当該特定遊興飲食店営業以外の特定遊興飲食店営業を承継した法人(分割について相当な理由がある者を除く。)又はこれらの法人に係る7に規定する公示の日前60日以内に役員であった者で当該分割の日から起算して5年を経過しないもの
- 10 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が特定遊興飲食店営業者の相続人であつて、その法定代理人が1から9まで及び11のいずれにも該当しない場合を除く
- 11 法人でその役員のうちに1から8までのいずれかに該当する者があるもの

4 営業所の構造設備が技術上の基準に適合しているか

適合している

適合していない

[床面積]

- 営業所の床面積 _____ m² 客室の総床面積 _____ m²
- 各客室の床面積 _____ m² (各客室の床面積 _____ m²)
- (各客室の床面積 _____ m²) (各客室の床面積 _____ m²)

[照度]

- 検査時の実測照度 _____ ルクス

[技術上の基準]

- 客室の床面積は、一室の床面積を33m²以上とすること。
- 客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと
- 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと
- 客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、営業所外に直接通ずる客室の出入口については、この限りでない
- 規則第95条に定めるところにより計った営業所内の照度が10ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること
- 規則第32条に定めるところにより計った騒音又は振動の数値が法第31条の23において準用する第15条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること

[ホテル等内適合営業所の基準]

- 1 営業所が設けられる階の当該営業所以外の部分並びに当該階の直上階(当該営業所が最上階に設けられる場合は屋上)の当該営業所の直上の部分及び直下階の当該営業所の直下の部分を旅館業法第3条第1項の許可を受けて旅館・ホテル営業を営む者(以下「ホテル等営業者」という。)又は風俗営業者、特定遊興飲食店営業者若しくは深夜において酒類提供飲食店営業若しくは興行場法第1条第2項に規定する興行場営業を営む者が管理すること
- 2 バルコニーを設置する場合にあつては、バルコニーに通じる出入口に二重扉を設けること
- 3 非常の場合を除き、営業所が設けられる施設のうちホテル等営業者が管理する部分を通じてのみ客(客となろうとする者を含む。)が営業所に入出りできるような構造であること
- 4 営業所への客(客となろうとする者を含む。)の入出りをホテル等営業者が適切に管理することが見込まれること
- 5 営業所が設けられる旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設が法第2条第6項第4号に規定する営業の用に供されるものでないこと

5 地域基準に抵触していないか

抵触していない

抵触している

○ 用途地域名 _____ 地域

[条例で定める営業所設置許容地域]

盛岡市、奥州市及び北上市の商業地域のうち、条例施行規則別表第3で定める地域であること

[第1種住居地域等の場合]

営業所から100m以内に学校及び児童福祉施設、60m以内に病院等はない

[商業地域の場合]

営業所から30m以内に学校及び児童福祉施設、10m以内に病院等はない

[第1種住居地域等及び商業地域以外の地域の場合]

営業所から60m以内に学校及び児童福祉施設、30m以内に病院等はない

6 その他参考事項

7 許否の意見

調査者

警察署 階級

氏名

印

第 号
年 月 日

市（区）町村長 様

警察署長

印

前 科 調 査 照 会 書

本 籍	
氏 名	
生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生

上記の者は、下記○印を付した法令の規定に基づき、許可等に際し、前科調査の必要がありますので、回答願いたく照会します。

なお、本籍、氏名等に多少の相違があっても、該当すると思われる者について調査・記入願います。

もし、本人が転籍している場合は、在籍地の市（区）町村長に転送願います。また、該当者がいないときは、その旨回答書に記入願います。

記

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条
- 2 質屋営業法第3条
- 3 古物営業法第4条
- 4 銃砲刀剣類所持等取締法第5条
- 5 警備業法第3条
- 6 探偵業法第3条
- 7 その他（)

（注：根拠条文を必ず明記すること。）

警察署所在地

（担当 生活安全課

印

電話（)

—

別紙

年 月 日

警察署長 様

市（区）町村長

前科調査回答書

年 月 日付 生安第 号により照会のあつた者に係る前科について、下記のとおり回答します。

記

- 1 該当者は見当たらない。
- 2 該当事項は見当たらない。
- 3 該当事項あり、次のとおり。

本 籍						
訂 正						
氏名、生年月日	年 月 日生					
訂 正						
前 科	言 渡 年月日	確 定 年月日	裁 判 所	罪 名	刑 名 刑 期 罰 金 額	恩赦、刑の執行 停止の有無等 刑終了の日

備考 本籍及び氏名、生年月日の欄は、照会署において記入すること。

第 号

年 月 日

警察署長 殿

警察署長

風俗営業・特定遊興飲食店営業調査依頼書

別添許可申請書のとおり、貴署管内に営業所を有する 風俗営業 の許可申請
特定遊興飲食店営業

を受けたので営業所の許可基準該当の有無について、調査し回答願います。

担当：

電話 ー

第 号
年 月 日

岩手県風俗環境浄化協会 様

岩 手 県 公 安 委 員 会
(警 察 署 長 経 由)

調 査 （ 許 可 ・ 変 更 承 認 ） 委 託 書

第3条第1項
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第9条第1項（第31条の23において準
第31条の22

用する場合を含む。）の申請に係る下記営業所について調査を委託する。

記

1 調査委託営業所

申請者の住所及び氏名又は名称	
営業所の名称	
営業所の所在地	
営業の種類別	

2 調査委託書類

別添のとおり。

3 調査上の留意事項

生活安全企画課長 殿

警察署長

申請書類（許可・承認・特例認定）送付書

風俗営業

みだしのことについて、次のとおり

申請書等の提出を受けたので意見を

特定遊興飲食店営業

付して送付する。

記

送付書類	1 添付書類									
	<input type="checkbox"/> 許可申請書及び府令第1条（第17条において準用する場合を含む。）に定める添付書類 <input type="checkbox"/> 相続承認申請書及び規則第13条第2項（第81条において準用する場合を含む。）に定める添付書類 <input type="checkbox"/> 合併承認申請書及び規則第14条第3項（第82条において準用する場合を含む。）に定める書類 <input type="checkbox"/> 分割承認申請書及び規則第15条第3項（第83条において準用する場合を含む。）に定める書類 <input type="checkbox"/> 変更承認申請書及び規則第19条第2項（第87条第2項において準用する場合を含む。）に定める添付書類（不承認の場合のみ） <input type="checkbox"/> 特例風俗営業認定申請書又は特例特定遊興飲食店営業認定申請書									
署長意見	2 調査結果									
	別添「風俗営業（許可・承認・認定）審査書」・「特定遊興飲食店営業（許可・承認・認定）審査書」記載のとおり。									
見	1 許可関係の意見									
	<input type="checkbox"/> 許可に該当する <input type="checkbox"/> 不許可に該当する <input type="checkbox"/> 条件を付与する必要がある （条件の内容～ ） <input type="checkbox"/> その他許可について疑義がある （疑義の内容～ ）									
	2 相続、合併、分割、変更承認関係の意見									
措	3 特例認定関係の意見									
	<input type="checkbox"/> 認定に該当する <input type="checkbox"/> 不認定に該当する。									
置	受付	年	月	日	決裁等の通知	年	月	日	本部扱	
	決裁	年	月	日	許可番号	第	号	署扱		

様式第9号(第10、第11、第16、第18、第21、第23、第28、第32、第33、第41、第42、第43、第47、第49、第82、第83、第88、第90、第93、第95、第100、第104、第105、第111、第118、第119関係)

第 号

年 月 日

警察署長 殿

生活安全企画課長

風俗営業等関係書類送付書

次のとおり、みだしの関係書類を添付の上、送付する。

記

送 付 書 類	<input type="checkbox"/> 風俗営業許可証（許可番号 風第 号）
	<input type="checkbox"/> 風俗営業管理者証
	<input type="checkbox"/> 特定遊興飲食店営業許可証（許可番号 第 号）
	<input type="checkbox"/> 特定遊興飲食店営業管理者証
	<input type="checkbox"/> 不許可通知書
	<input type="checkbox"/> 承認通知書（相続、合併、分割）
	<input type="checkbox"/> 不承認通知書（相続、合併、分割、変更）
	<input type="checkbox"/> 認定証（特例認定）
	<input type="checkbox"/> 認定通知書（遊技機）
	<input type="checkbox"/> 不認定通知書（特例認定、遊技機）
	<input type="checkbox"/> 認定取消通知書（遊技機）
	<input type="checkbox"/> 検定取消通知書
	<input type="checkbox"/> 管理者解任勧告書
	<input type="checkbox"/> 聴聞通知書
	<input type="checkbox"/> 風俗営業等行政処分決定通知書
	ただし、 年 月 日付けの えて名義のもの

許可証等受領書

年 月 日

岩手県公安委員会 様

住 所

氏 名

次のとおり、○印をした書類を受領しました。

- | | | 記
号 | |
|----|------------------------------------|--------|----------------|
| 1 | 風俗営業許可証（許可番号
ただし、 年 月 日付けの | 風第 | 1 通
あて名義のもの |
| 2 | 風俗営業管理者証（番号
ただし、 年 月 日付けの | 第 | 1 通
名義のもの |
| 3 | 承認通知書（
ただし、 年 月 日付けの | 第 | 1 通
あて名義のもの |
| 4 | 認定証（認定証番号
ただし、 年 月 日付けの | 号 | 1 通
あて名義のもの |
| 5 | 認定通知書（
ただし、 年 月 日付けの | 第 | 1 通
あて名義のもの |
| 6 | 検定通知書（甲）（
ただし、 年 月 日付けの | 第 | 1 通
あて名義のもの |
| 7 | 確認証明書（
ただし、 年 月 日付けの | 第 | 1 通
あて名義のもの |
| 8 | _____届出確認書（
ただし、 年 月 日付けの | 第 | 1 通
あて名義のもの |
| 9 | 特定遊興飲食店営業許可証（許可番号
ただし、 年 月 日付けの | 第 | 1 通
あて名義のもの |
| 10 | 特定遊興飲食店営業管理者証（番号
ただし、 年 月 日付けの | 第 | 1 通
名義のもの |

営業所の構造・設備の概要	建物の構造							
	建物内の営業所の位置							
	客室数	室	営業所の床面積	m ²				
	客室の総床面積（うちダンスの用に供する部分の総床面積） () m ²							
	各客室の床面積 (うちダンスの用に供する部分の床面積)	() m ²		() m ²		() m ²		
		() m ²		() m ²		() m ²		
	照明設備							
	音響設備							
	防音設備							
	遊	まあじゃん台	普通台	半自動台	全自動台	合計		
			台	台	台	台		
	技	ぱちんこ台等	ぱちんこ	回胴式	アレンジホール	じゃん球	その他	合計
			台	台	台	台	台	台
	設 備	その他の遊技設備						
		8号営業	区 分	テーブル型	その他の型	計		
スロットマシン等			台	台	台			
テレビゲーム機			台	台	台			
フリッパーゲーム機			台	台	台			
ルーレット台等			台	台	台			
その他の遊技設備			台	台	台			
合計			台	台	台			
その他								
兼業の内容								
備考								

特定遊興飲食店営業許可台帳

許可番号		第	号	許可年月日	年	月	日
法人名	名称				電話番号		
	事務所所在地						
営業者 <small>（法人の代表者）</small>	本籍						
	住所				電話番号		
	氏名			生年月日	年	月	日生
営業所の名称					電話番号		
営業所の所在地							
営業の種別		特定遊興飲食店営業					
管理者	住所						
	氏名			電話番号			
許可条件		年	月	日			
		年	月	日			
		年	月	日			
法人の役員	氏名	生年月日		住所			
		年 月 日生					
		年 月 日生					
		年 月 日生					
		年 月 日生					
		年 月 日生					

営業所の構造・設備の概要	建物の構造			
	建物内の営業所の位置			
	客室数	室	営業所の床面積	m ²
	客室の総床面積	m ²		
	各客室の床面積	m ²	m ²	m ²
		m ²	m ²	m ²
	照明設備			
	音響設備			
	防音設備			
	その他			
兼業の内容				
備考				

不許可通知書

営業所の所在地

営業所の名称

氏名又は名称 様

年 月 日付で申請のあった 風俗営業 の許可については、次
特定遊興飲食店営業
の理由により許可をしないので、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭
和23年法律第122号）第5条第3項（第31条の23において準用する場合を含む。）の規定に
より通知します。

記

1 許可申請事項

2 許可しない理由

年 月 日

岩手県公安委員会

印

(教示)

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手県公安委員会に
対して書面をもって審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以
内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟に
おいて岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、
この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年
を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、
当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起するこ
とができます。

不許可通知書等受領書

年 月 日

岩手県公安委員会 様

住 所

氏 名

次のとおり、○印をした書類を受領しました。
記

- | | | | |
|----|-----------------------|-----|---------|
| 1 | 不許可通知書 (第 号) | 1 通 | |
| | ただし、 年 月 日付けの | | あて名義のもの |
| 2 | 不承認通知書 (第 号) | 1 通 | |
| | ただし、 年 月 日付けの | | あて名義のもの |
| 3 | 不認定通知書 (第 号) | 1 通 | |
| | ただし、 年 月 日付けの | | あて名義のもの |
| 4 | 認定取消通知書 (第 号) | 1 通 | |
| | ただし、 年 月 日付けの | | あて名義のもの |
| 5 | 検定取消通知書 (第 号) | 1 通 | |
| | ただし、 年 月 日付けの | | あて名義のもの |
| 6 | 検定通知書(乙) (第 号) | 1 通 | |
| | ただし、 年 月 日付けの | | あて名義のもの |
| 7 | 管理者解任勧告書 (第 号) | 1 通 | |
| | ただし、 年 月 日付けの | | あて名義のもの |
| 8 | 届出確認書不交付通知書 (第 号) | 1 通 | |
| | ただし、 年 月 日付けの | | あて名義のもの |
| 9 | 弁明通知書 (第 号) | 1 通 | |
| | ただし、 年 月 日付けの | | あて名義のもの |
| 10 | 指示書 (第 号) | 1 通 | |
| | ただし、 年 月 日付けの | | あて名義のもの |
| 11 | 聴聞通知書 (第 号) | 1 通 | |
| | ただし、 年 月 日付けの | | あて名義のもの |
| 12 | 風俗営業等行政処分決定通知書 (第 号) | 1 通 | |
| | ただし、 年 月 日付けの | | あて名義のもの |

第 号

承認通知書

営業所の所在地

営業所の名称

氏名又は名称 様

年 月 日付で申請のあった

風俗営業 相 続
の 法 人 の 合 併 については、これを
特定遊興飲食店営業 法 人 の 分 割
営業所の構造又は設備（遊技機）の変更

承認するので下記のとおり通知する。

記

承認事項

年 月 日

岩手県公安委員会

印

第 号

不承認通知書

営業所の所在地

営業所の名称

氏名又は名称 様

年 月 日付で申請のあった

風俗営業
特定遊興飲食店営業

相 続
の 法 人 の 合 併
法 人 の 分 割

については、これを
営業所の構造又は設備（遊技機）の変更

承認しないので下記のとおり通知する。

記

承認しない理由

年 月 日

岩手県公安委員会

印

(教示)

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手県公安委員会に
対して書面をもって審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以
内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟に
おいて岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、
この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年
を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、
当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起すること
ができます。

第 号

様

不 認 定 通 知 書

氏名又は名称

営業所の所在地

営業所の名称

年 月 日付けで申請のあった上記営業所に係る風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第10条の2（第31条の23において準用する場合を含む。）に規定す

る
特例風俗営業者
の認定について、下記理由により認定しないで通知する。
特例特定遊興飲食店営業者

記

1 申請に係る営業所

2 不認定の理由

年 月 日

岩手県公安委員会

印

(教示)

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手県公安委員会に対して書面をもって審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

生活安全企画課長 殿

警察署長

遊技機認定申請書類送付書

みだしのことについて、次のとおり申請書等の提出を受けたので送付する。

記

送付書類

認定申請書及び遊技機規則第1条第3項に定める添付書類

措置	受付	年 月 日	認定通知	年 月 日	取扱者
	決裁	年 月 日	不認定通知	年 月 日	

第 号
年 月 日

様

岩手県公安委員会

印

再試験命令書

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第13条に規定する遊技機試験・型式試験を受けた下記の遊技機・型式について、再び試験を行い、その結果を報告すべき旨を、同規則第2条第2項の規定により、下記のとおり命ずる。

記

認定・検定申請者の 氏名又は名称及び住所		
法人にあつては、その代表者の氏名		
再試験 命令に 係る 遊技機 ・型式 の概要	遊技機の種類	
	遊技機の区分	
	型 式 名	
	製 造 業 者 名	
	遊技機・型式試験番号	
再試験命令を行う理由		
報 告 の 方 法		
報 告 の 期 限		

第 号

年 月 日

住 所

氏 名 様

岩手県公安委員会

印

遊技機・部品の提出命令書

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第2条第3項又は第8条第3項の規定により、次のとおり遊技機又はその部品の提出を要求します。

記

遊技機又はその部品の提出を求める内容	
遊技機又はその部品の提出期限	年 月 日
遊技機又はその部品の提出を求める理由	

第 号
年 月 日

生活安全部長 殿

警察署長

遊技機認定取消事由報告書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第2項の認定を受けた次の遊技機にあつては、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第5条第1項に定める認定の取り消し事実が判明したので報告する。

記

営業所の名称		
営業所の所在地		
営業者の住所		
営業者の氏名		
認定遊技機	遊技機の種類	
	製造業者名	
	型式名	
	認定年月日	
	認定番号	
認定取り消し事実		

生活安全部長 殿

警察署長

遊技機検定取消事由報告書

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第9条第1項の検定を受けた次の遊技機にあっては、同規則第11条第1項又は第2項に定める検定の取り消し事実が判明したので報告する。

記

営業所の名称		
営業所の所在地		
営業者の住所		
営業者の氏名		
検 定 遊 技 機	遊技機の種類	
	遊技機の区分	
	製造業者名	
	型 式 名	
	検 定 年 月 日	
	検 定 番 号	
検 定 取 り 消 し 事 実		

第 号
年 月 日

生活安全部長 殿

警察署長

管理者解任勧告事由報告書

次の管理者については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第24条第5項（第31条の23において準用する場合を含む。）に定める解任勧告すべき事実が判明したので報告する。

記

営業所の名称		
営業所の所在地		
営業者の住所		
営業者の氏名		
管理者	氏名	
	住所	
解任勧告すべき事実		

岩手県公安委員会 様

届出者の氏名又は名称及び住所

管理者講習欠講届出書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第24条第6項（第31条の23において準用する場合を含む。）に規定する管理者講習を、下記の理由により受講できませんので届出します。

記

管理者の氏名	
管理者の住所	
営業所の名称	
営業所の所在地	
講習の種別	
講習を行う日時	
講習を行う場所	
受講できない理由	

様式第26号（第50、第112関係）

第 号
年 月 日

生活安全企画課長 様

警察署長

管理者講習欠講届出書送付書

次のとおり、みだしの欠講届出書を添付の上、送付する。

記

送付書類

管理者講習欠講届出書

管理者の氏名

他 名分

風俗営業者等団体届出書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第44条の規定

風俗営業者団体
により
特定遊興飲食店営業者団体
を届出します。

年 月 日

岩手県公安委員会 様

届出者の氏名又は名称及び住所

名	称	
事	務 所 の 所 在 地	
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所		
目 的 及 び 事 業		
成 立 の 年 月 日		
団体を組織する者の氏名及び住所		
法 人 の 場 合	設立の許可又は認可の年月日	
	定 款	別添のとおり。
	役員 の 氏 名 及 び 住 所	別添のとおり。

様式第28号（第51、第113関係）

第 号
年 月 日

生活安全企画課長 殿

警察署長

風俗営業者等団体届出書類送付書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第44条の規定により、当署管内に事務所が所

在する 風俗営業者団体 の届出書の提出を受けたので、関係書類の写しとともに送付
特定遊興飲食店営業者団体
する。

性風俗関連特殊営業受理台帳

（その1）

受 理 番 号	第 号	受理年月日	年 月 日	
営 業 の 種 別	1、店舗型性風俗特殊営業（ 号・営業形態 ） 2、無店舗型性風俗特殊営業（ 号・営業形態 ） 3、映像送信型性風俗特殊営業 4、店舗型電話異性紹介営業 5、無店舗型電話異性紹介営業			
氏名（法人の場合は名称）		生年月日	年 月 日生	
住所（法人の場合は所在地）				
本 籍 ・ 国 籍				
（ふりがな） 営業所の名称	-----			
広告又は宣伝をする場合に使用する呼称 （無店舗型・映像送信型の場合）				
営業所の所在地 （無店舗型・映像送信型の場合は事務所）	〒（ ）			
	電話 局 番			
営業を開始しようとする年月日	年 月 日			
営業所における業務の実施を統括管理する者	氏 名	生年月日	年 月 日生	
	住 所			
	本籍・国籍			
法 人 の 場 合	代 表 者	氏 名	生年月日	年 月 日生
		住 所		
		本籍・国籍		
	役 員	氏 名	生年月日	年 月 日生
		住 所		
		本籍・国籍		
合 員	役 員	氏 名	生年月日	年 月 日生
		住 所		
		本籍・国籍		

業 の 方 法	営 業 時 間	午前 時 分から 午後	午前 時 分まで 午後
	営 告 又 は 宣 伝 の 態 様	営 告 又 は 宣 伝 の 方 法	① 広告物の表示 (場所:) ② 新聞・雑誌 (広告の頻度:) ③ インターネット (URL:) ④ 割引券・ビラ等の頒布 (場所:) ⑤ その他 () ⑥ 広告宣伝はしない
		広告又は宣伝 をするとき 18歳未満の者 の立入(利用) 禁止を明らか にする方法	
	18歳未満の者の立 入禁止の表示方法 (店舗型の場合のみ)		
	日 本 国 籍 を 有 し な い 者 を 従 業 者 と し て 使 用 す る こ と (店舗型性風俗特殊営業、無店舗性 風俗特殊営業の場合)	① す る ② し な い	
		①の場合：その者の従事する業務の内容	
	18歳未満の者を従 業 者 と し て 使 用 す る こ と (店舗型性風俗特殊営業、無店舗性 風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介 営業の場合)	① す る ② し な い	
		①の場合：その者の従事する業務の内容	
	酒 類 の 提 供 (店舗型性風俗特殊営業、無店舗性 風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介 営業の場合)	① す る ② し な い	
		①の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法	
役 務 提 供 の 態 様 (映像送信型性風俗特殊営業除く)			
当 該 営 業 所 に お い て 他 の 営 業 を 兼 業 す る こ と (店舗型性風俗特殊営業、無店舗性 風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介 営業の場合)	① す る ② し な い		
	①の場合：当該兼業する営業の内容		

※ 店舗型性風俗特殊営業・店舗型電話異性紹介営業の場合のみ

(その3)

営業 所 の 構 造 及 び 設 備 の 概 要	建物の構造						
	建物内の営業所の位置						
	個室等の数	室	営業所の床面積	m ²			
	個室等の総床面積	m ²	各個室等の 床面積	m ²	m ²	m ²	
				m ²	m ²	m ²	
				m ²	m ²	m ²	
	施行令第2条第2号の興行場に係る個室の隣室又はこれに類する施設の床面積 (店舗型性風俗特殊営業の場合のみ)		m ²				
その他							
地域別	1 禁止地域内		2 禁止地域外				

※ 映像送信型性風俗特殊営業の場合のみ

(その4)

映像伝達用設備を識別するための電話番号等					
自動公衆送信装置の設置者	氏名又は名称				
	住所	〒 ()	()	局	番

※ 無店舗型性風俗特殊営業の場合のみ

(その5)

客の依頼を受ける方法		
客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先		
待機所	所在地	〒 () () 局 番
	建物内の待機所の位置	
	待機所としての専用状況	

※ 店舗型電話異性紹介営業・無店舗型電話異性紹介営業の場合のみ

(その6)

法第31条の13第3項(第31条の18第3項)の規定により講ずる措置の内容	措置の具体的内容		
	当該措置として他人が付与した識別番号等を利用する場合は、当該付与者	(ふりがな)	
		名称	
		住所	〒 () () 電話 局 番
		(ふりがな)	
	代表者の氏名		
	付与を行う方法及び場所		
法第2条第9項(第2条第10項)の電気通信設備の概要	設置場所の所在地		
	電気通信設備を識別するための電話番号		
	機器の構成及び処理能力		

様式第30号（第114、第115関係）

深夜酒類提供飲食店営業受理台帳

受 理 番 号		第 号		受理年月日	年 月 日	
法人名	名称				電話番号	
	事務所所在地					
営 業 者 <small>（法人の代表者）</small>	本 籍					
	住 所				電話番号	
	氏 名			生年月日	年 月 日生	
営業所の名称					電話番号	
営業所の所在地						
営業所の 構造・ 設備の 概要	建物の構造					
	建物内の営業所の位置					
	客室数	室	営業所の床面積	m ²		
	客室の総床面積	m ²	各客室の床面積	m ²	m ²	
				m ²	m ²	
	照明設備					
	音響設備					
	防音設備					
その他						
備 考					保健所の許可種別	

年 月 日

警察署長 殿

警察署

官 職
氏 名

風俗営業等違反現認（確認）報告書

違 反 者	営 業 種 別	
	営 業（所）の 名 称	
	営業所（事務所）の所在地	
	住 所・氏 名・生 年 月 日 （法人にあっては代表者）	
違反内容		
適用法条	風営適正化法第 条第 項第 号 風営適正化法施行条例第 条	

<p>現認（確認）</p> <p>時 の 状 況</p>		
<p>違反行為についての営業者又は管理者等の供述要旨とその署名 押 印 欄</p>	<p>営業に關しての違反事項について指摘されましたが、相違ありません。 (指摘された違反はしてありません。) 事情は次のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">⑩</p>	
<p>指示処分予定日</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日</p>	
<p>疎明資料</p>	<p>別添のとおり。</p>	
<p>指示事項</p> <p>の</p> <p>確認状況</p>	<p>確認年月日</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日</p>
	<p>確認者官職氏名</p>	
	<p>確認結果</p>	

	第	月	号	
	年		日	
様	岩手県公安委員会			印
<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">指 示 書</p>				
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第25条 第29条 第31条の4第1項 第31条の9第1項 第31条の14 の規定に基 第31条の19第1項 第31条の24 第34条第1項 第35条の4第1項			
づき、次のとおり指示する。				
記				
営業所	営業（所）の名称			
	営業所（事務所）の所在地			
指示理由 （違反内容）				
指示の内容				
改善指定期日	月	日まで	警察署に結果報告すること。	

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手県公安委員会に対して書面をもって審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

岩手県公安委員会 殿

警察署長

風俗営業等行政処分上申書

被 上 申 者	氏名又は名称、年齢			
	住 所			
	法人にあっては 代表者の氏名、年齢			
	同 上 住 所			
	管理者の氏名、年齢			
	管 理 者 の 住 所			
	営 業 所 の 所 在 地			
	営 業 の 種 別		営 業 所 の 名 称	
	許 可 (受 理) 年 月 日	年 月 日	許 可 (受 理) 番 号	号
経 験 年 数	風俗営業又は 性風俗関連特 殊営業	年 月	飲食店営業 又はその他 の営業	年 月
従 業 員 数	接 客 婦	名	そ の 他	男 名・女 名
理 由	行政処分を必要とする ----- ----- -----			

公 示 書

年 月 日

岩手県公安委員会

印

次により聴聞を行うので、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第41条第2項の規定に基づき公示する。

記

1 聴聞期日

2 聴聞場所

3 被聴聞者

住 所

氏 名

営業の種別

第 号

風俗営業等行政処分決定通知書

住 所

氏 名 様

あなたに対する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく行政処分が下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 行政処分の内容
- 2 根拠となる法令の条項
- 3 行政処分の原因となる事実及び理由

年 月 日

岩手県公安委員会

印

(教示)

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手県公安委員会に対して書面をもって審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

保 健 所 長 様

岩手県公安委員会

印

営 業 停 止 処 分 通 知 書

下記のとおり飲食店営業等の営業の全部又は一部の停止処分を命じたので、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第42条の規定により通知します。

記

営 業 者 の 住 所 ・ 氏 名 ・ 生 年 月 日	
営 業 所 の 名 称 ・ 種 別 ・ 所 在 地	
停 止 処 分 年 月 日 及 び そ の 内 容	年 月 日 決 定 年 月 日 から 年 月 日 まで 日間の営業停止
停 止 処 分 の 理 由 そ の 他 参 考 事 項	理 由 営 業 者 は 、 当 該 営 業 に 関 し

岩手県警察本部長 殿

警察署長

専決事項処理結果報告書

岩手県公安委員会の事務の専決に関する訓令（昭和39年岩手県警察本部訓令第12号）に基づく、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等関係法令の専決事項を下記のとおり処理したので関係書類を添付のうえ報告する。

記

処 理 し た 専 決 事 項 の 内 容	関 係 法 令 の 条 項
<input type="checkbox"/> 風俗営業の許可（3月以内の期間を限って営む営業の許可に限る。）	件 法第3条 第1項
<input type="checkbox"/> 風俗営業許可証の再交付申請の受理及び再交付	件 法第5条 第4項
<input type="checkbox"/> 構造設備の変更承認（不承認を除く）	件 法第9条 第1項
<input type="checkbox"/> 風俗営業の営業所の名称、管理者等及び構造設備の変更届出書の受理	件 法第9条 第3項
<input type="checkbox"/> 風俗営業の営業所の名称等の変更による許可証の書換え	件 法第9条 第4項
<input type="checkbox"/> 風俗営業許可証の返納の受理	件 法第10条第1項、第3項
<input type="checkbox"/> 遊技機の増設、交替その他の変更承認申請の受理及び承認	件 法第20条 第10項
<input type="checkbox"/> 風俗営業者に対する指示	件 法第25条
<input type="checkbox"/> 店舗型性風俗特殊営業の営業開始届出書の受理	件 法第27条 第1項
<input type="checkbox"/> 店舗型性風俗特殊営業の廃止届出書の受理	件 法第27条 第2項
<input type="checkbox"/> 店舗型性風俗特殊営業の届出事項の変更届出書の受理	件 法第27条 第2項
<input type="checkbox"/> 店舗型性風俗特殊営業者に対する指示	件 法第29条
<input type="checkbox"/> 店舗型性風俗特殊営業の届出確認書の再交付申請の受理及び再交付	件 規則第45条
<input type="checkbox"/> 無店舗型性風俗特殊営業の営業開始届出書の受理	件 法第31条の2第1項
<input type="checkbox"/> 無店舗型性風俗特殊営業の廃止届出書の受理	件 法第31条の2第2項
<input type="checkbox"/> 無店舗型性風俗特殊営業の変更届出書の受理	件 法第31条の2第2項
<input type="checkbox"/> 無店舗型性風俗特殊営業者に対する指示	件 法第31条の4第1項
<input type="checkbox"/> 無店舗型性風俗特殊営業の届出確認書の再交付申請の受理及び再交付	件 規則第55条 第2項
<input type="checkbox"/> 映像送信型性風俗特殊営業の営業開始届出書の受理	件 法第31条の7第1項
<input type="checkbox"/> 映像送信型性風俗特殊営業の変更届出書の受理	件 法第31条の7第2項
<input type="checkbox"/> 映像送信型性風俗特殊営業の廃止届出書の受理	件 法第31条の7第2項
<input type="checkbox"/> 映像送信型性風俗特殊営業者に対する指示	件 法第31条の9第1項
<input type="checkbox"/> 映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付申請の受理及び再交付	件 規則第61条 第2項
<input type="checkbox"/> 店舗型電話異性紹介営業の営業開始届出書の受理	件 法第31条の12第1項
<input type="checkbox"/> 店舗型電話異性紹介営業の廃止届出書の受理	件 法第31条の12第2項
<input type="checkbox"/> 店舗型電話異性紹介営業の届出事項の変更届出書の受理	件 法第31条の12第2項
<input type="checkbox"/> 店舗型電話異性紹介営業者に対する指示	件 法第31条の14
<input type="checkbox"/> 店舗型電話異性紹介営業の届出確認書の再交付申請の受理及び再交付	件 規則第66条 第2項
<input type="checkbox"/> 無店舗型電話異性紹介営業の営業開始届出書の受理	件 法第31条の17第1項
<input type="checkbox"/> 無店舗型電話異性紹介営業の廃止届出書の受理	件 法第31条の17第2項
<input type="checkbox"/> 無店舗型電話異性紹介営業の変更届出書の受理	件 法第31条の17第2項
<input type="checkbox"/> 無店舗型電話異性紹介営業者に対する指示	件 法第31条の19第1項
<input type="checkbox"/> 無店舗型電話異性紹介営業の届出確認書の再交付申請の受理及び再交付	件 規則第72条 第2項
<input type="checkbox"/> 深夜における酒類提供飲食店営業の営業開始届出書の受理	件 法第33条 第1項
<input type="checkbox"/> 深夜における酒類提供飲食店営業の廃止届出書及び届出事項の変更届出書の受理	件 法第33条 第2項
<input type="checkbox"/> 飲食店営業者に対する指示	件 法第34条 第1項
<input type="checkbox"/> 飲接客業務受託営業者に対する指示	件 法第35条の4第1項
<input type="checkbox"/>	件

勸 告 書

第 号
年 月 日

住 所

氏名又は名称

営業所の所在地

営業所の種別

様

岩手県公安委員会

印

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第24条第5項（第31条の23において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり管理者の解任を勧告する。

管理者の氏名及び住所

（勧告の理由）

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。